

第3章 PFI 検討・実施に当たっての留意点・課題

本章においては、PFI 事業の検討・実施に当たっての留意点・課題について整理した。事業立案段階から事業終了段階までの時系列での整理とし、整理に当たっては、法や基本方針、各種ガイドラインを基本とした。また、法や基本方針、各種ガイドラインに明らかな記載がないものであっても、先行事例等の経験の蓄積から、特に留意が必要と思われた点についても記載を加えている。

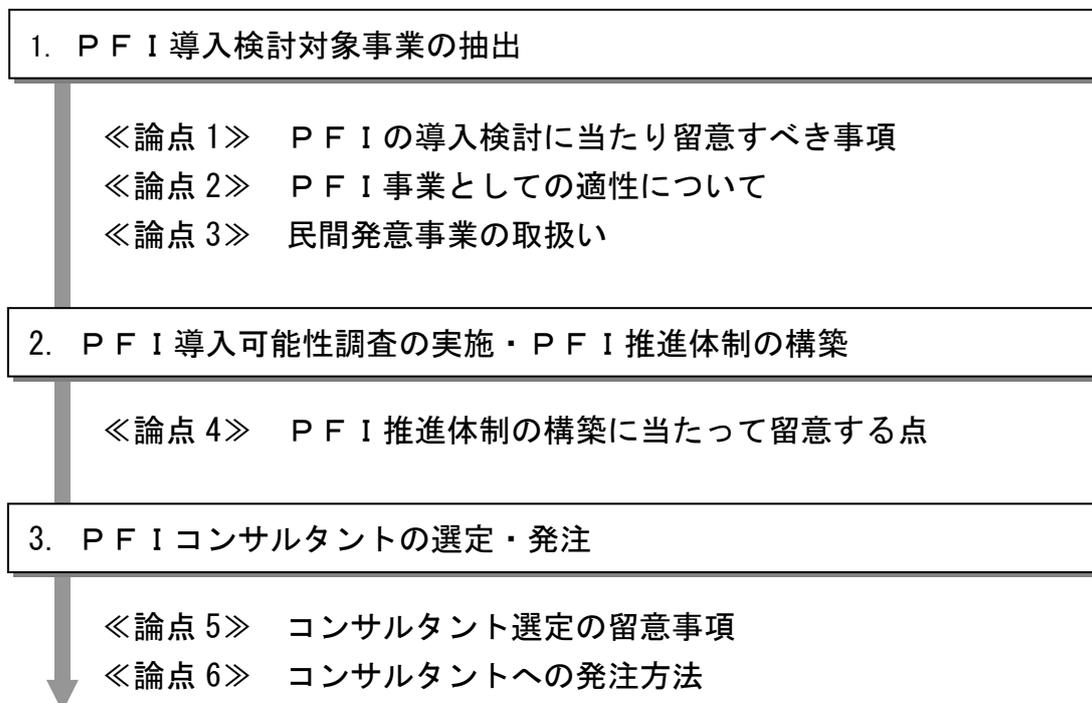
なお、整理した内容は、実際に事業を検討する過程で着目すべき点について記載したものであり、対処方法等を限定的に書いたものではない。法及び基本方針、各種ガイドラインに則った上で、状況に応じて工夫を行い、本参考書に示したものの以外の方法等によってPFI 事業を実施することを妨げるものではないことに留意されたい。

また、PFI 事業においては、事業者の選定は、一般競争入札によることが原則とされており（PFI 基本方針二1（2）、平成12年3月29日自治事務次官通知「地方公共団体におけるPFI 事業について」第5の2）、さらに、価格のみならず、維持管理又は運営の水準、PFI 事業者とのリスク分担のあり方、技術的能力、企画に関する能力等を総合的に勘案する必要があるため、総合評価方式を採用した一般競争入札の活用を図るべき旨示されている（同自治事務次官通知）ことから、同方式での実施を前提とした。なお、一般競争入札が原則であるが、競争によることが不可能又は困難な場合については、随意契約によることも可能である（同自治事務次官通知）が、随意契約による場合であっても、一般競争入札による場合と同様にWTO政府調達協定の適用を受けることから、国にあっては「国の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令（昭和55年政令第300号）」に、都道府県及び指定都市にあっては「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令（平成7年政令第372号）」に則した上で実施する必要があることに留意されたい。

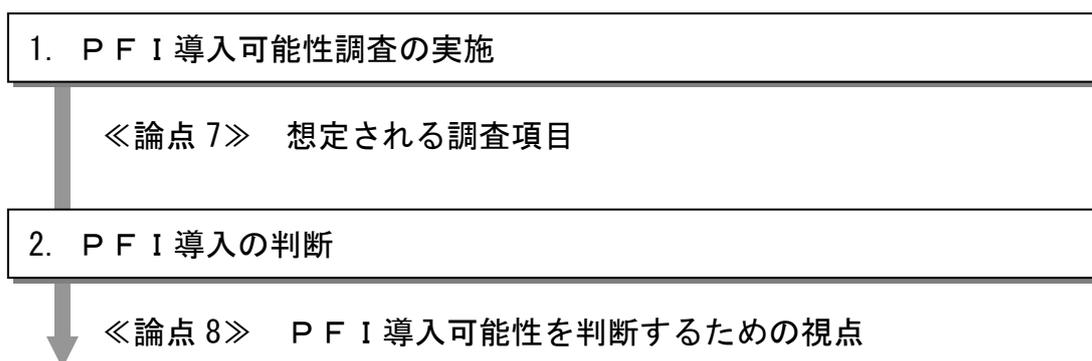
3.1 P F I 検討・実施の手順

【事業の発案段階】

(1) 事業の企画



(2) P F I 導入可能性の検討



【実施方針の策定及び公表段階】

1. 事業スキーム等の検討

- 《論点 9》 事業内容・事業範囲の設定方法
- 《論点 10》 事業期間の設定方法
- 《論点 11》 事業スケジュールの設定
- 《論点 12》 事業方式（BOT、BTO等）の検討
- 《論点 13》 リスク分担の考え方
- 《論点 14》 官民のリスク分担を検討するに当たって留意するリスク
- 《論点 15》 公共主体の支払に関する事項（事業類型）に関する検討
- 《論点 16》 係争事由に係る基本的な考え方
- 《論点 17》 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援

2. 審査委員会の設置・開催

- 《論点 18》 審査委員会の所掌事項
- 《論点 19》 審査委員の義務事項等

3. 関係機関との協議

- 《論点 20》 関係機関との協議に当たって留意する点
- 《論点 21》 占用許可等についての考え方

4. 実施方針の策定・公表

5. 民間事業者等への質疑応答・意見交換の実施

- 《論点 22》 民間事業者等との質疑応答・意見交換

【特定事業の評価・選定・公表段階】

1. VFM評価の実施

- 《論点 23》 VFM評価の手順
- 《論点 24》 コスト算出において留意すべき点
- 《論点 25》 リスクの定量化とリスク調整において留意する点
- 《論点 26》 独立採算型事業におけるPFI事業実施の可否の評価
- 《論点 27》 複合事業におけるPFI事業実施の可否の評価

2. 特定事業の選定・公表

- 《論点28》 特定事業選定時に公表する内容

3. 債務負担行為の設定・議会の議決

- 《論点 29》 債務負担行為の設定時期
- 《論点 30》 債務負担行為の設定額

【民間事業者の募集・評価・選定・公表段階】

1. 事業者選定の手続き

≪論点 31≫ 事業者募集を行う際の全般的な留意点

2. 入札公告（入札説明書（募集要項）の公表）

≪論点 32≫ 入札公告の際に公表される文書の種類

≪論点 33≫ 業務要求水準書作成に当たっての留意点

≪論点 34≫ 審査基準作成に当たっての留意点

3. 民間事業者等への質疑応答・意見交換の実施

≪論点 35≫ 質問回答実施に当たっての留意点

4. 審査の実施・審査委員会の開催

≪論点 36≫ 多段階審査の可能性

5. 落札者の選定・公表

≪論点 37≫ 落札者決定後に公表すべき事項

≪論点 38≫ 提案書の公表

【協定の締結等段階】

(1) 基本協定の締結

1. 基本協定の締結

↓
《論点 39》 基本協定の内容

(2) 仮契約の締結

1. 入札説明書（募集要項）等の変更

《論点 40》 入札説明書（募集要項）等の変更の範囲

2. 仮契約の締結

《論点 41》 S P C 設立の意味
《論点 42》 S P C 設立のタイミング
《論点 43》 仮契約の締結時期

3. 議会の承認

↓
《論点 44》 議会の承認が得られなかった場合の取扱い

(3) 事業契約の締結

1. 事業契約締結・公表

《論点 45》 事業契約の内容

2. 直接協定（ダイレクト・アグリーメント）の締結

↓
《論点 46》 直接協定の内容

(4) 事業の実施・事業の監視

1. 事業の実施・モニタリング

↓
《論点 47》 モニタリングの方法

《論点 48》 事業継続困難時の措置等

(5) 事業の終了

1. 事業の終了

《論点 49》 事業の継続可能性

3.2 各段階における進め方及び留意点・課題の整理

3.2.1 事業の発案段階

(1) 事業の企画

1. P F I 導入検討対象事業の抽出

◆ 進め方 ◆

新たに企画・選定された事業、もしくは整備手法について検討が進められている事業等について、公共サービスとしての必要性、ニーズの有無、緊急性、財政状況等につき十分考慮しながら、最も効果的にサービスを提供するためにどのような事業手法を採用することが望ましいのかを検討する。

P F I の導入を検討するに当たっては、検討が進められている全ての事業を対象とし、いくつかの適用要件を設定した上で、それを元に P F I の適用性について判断することが望ましい。適用要件にあてはまらなかった事業に関しては、従来型を含めたその他の手法について検討し、適切な手法を選出する。

◆ 留意点・課題の整理 ◆

《論点1》 P F I の導入検討に当たり留意すべき事項

P F I の導入検討に当たり、対象とする事業の選定において留意する事項は何か。

《留意点》

留意する事項としては、以下のような事項がある。

- ・ P F I の対象となる事業については、既存の計画等において施設整備等に関する必要性が確認されている事業等であることが前提である。
- ・ また、P F I としての適性に関する評価にあたっては、P F I 以外の事業方式についても考慮しておくことが必要と考えられる。

【解説】

P F I の導入を検討する対象事業を抽出するにあたっては、すでに計画が策定されている等、政策としてその公共施設の整備等について意思決定がされている施設を対象として検討することが考えられる。P F I は公共サービスの提供のための施設整備の手法であり、P F I 事業を実施すること自体が目標ではないことに留意することが必要である。

また、対象とする施設の整備の緊急性、スケジュール等についても考慮しておくことが必要である。

なお、「国土交通省所管事業を対象としたV F M（バリュー・フォー・マネー）簡易シミュレーション第2次検討確定版」の第5章において、P F I 手法とそれ以外の手法について以下のように考察している。（以下、抜粋）

P F I 事業の対象とする事業を検討する際には、P F I 事業への適用性の検討と合わせ、「事業の内容に則してふさわしい事業化手法を検討することが必要である。例えば、資金調達コストがネックとなってV F Mが見込めない場合もある。そのため、資金調達を公共が行い、施設の設計や運営において民間活力を活用する手法を活用したり、地方自治法の改正による指定管理者制度の活用を図るといった意見もある。

P F I 事業の効果として、施設整備コストの縮減と負担の平準化が見込み得るところであるが、P F I 事業の特徴はさらに進んで、管理方法に民間事業者の創意工夫、ノウハウを活用することにより、公共サービスとしての質の向上や効率化を図るところにある。

設計・施工一体型発注方式等の他の事業とP F I 事業との違いは、P F I はP F I 事業者に、P F I 事業者が管理することが効率的な事業リスクを移転し、全体としてリスク管理のコスト低減を図るとともに、金融機関によるモニタリング機能も活用しつつ、事業の安定的な遂行を図ろうとする点が挙げられる。従って、リスクの定量化とリスク調整を適切に行った後でないと、両者との正確なコスト比較はできない場合がある。このように、両者それぞれの事業方式の特徴を踏まえ、計画する事業の特性によりふさわしい事業方式を選定することが望ましいと考えられる。

また、指定管理者制度とP F I 事業は組み合わせて活用することも考えられる。具体的には、指定管理者制度を活用した利用料金收受型の事業について、P F I 法の手続きに基づいて事業者を選定し、P F I 事業者を指定管理者として指定することが想定される。P F I 事業と指定管理者制度を併用するにあたっては、実務上の取扱いにおける留意点を整理していく必要があるとも言われている。」

《論点2》 P F I 事業としての適性について

P F I 事業としての適性を判断する上で重要と考えられる事項は何か。

《留意点》

P F I 事業の適性を判断する上で考慮すべき事項として、以下のようなものが考えられる。P F I 導入の可否については、当該事項を総合的に勘案の上、判断することが望ましい。

- ① 民間事業者のノウハウの保有
- ② 適切なリスク分担
- ③ 基本計画の存在
- ④ 維持管理・運営業務の存在
- ⑤ 一定規模以上の事業であること
- ⑥ 公共サービスの質の向上の可能性

【解説】

「P F I 事業実施プロセスに関するガイドライン」の1-1においては、以下のとおり記載されている。（以下、抜粋）

- (1) P F I は、公共施設等の整備等に関する事業を行う場合の実施方法の一つである。したがって、P F I 事業の検討を行う場合、まず実施すべき公共施設等の整備等に関する事業が想定されていることが前提であり、その上で、P F I の可能性を検討することとなる。
- (2) P F I 事業として実施するかどうかの評価を行う場合、民間の持つ資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより効率的かつ効果的に実施されることが可能な事業であって、民間事業者に行わせることが適切なものについてはできる限りその実施を民間事業者にゆだねることとなっている。したがって、このような事業については、P F I 事業として実施することを積極的に検討していくことが必要である。
- (3) また、P F I 事業の円滑な実施を推進していく観点から、公共施設等の整備等に関し、本来公共施設等の管理者等が行うべき事業のうち、事業の分野、形態、規模等にかんがみP F I 事業として適合性が高く、かつ、国民のニーズに照らし、早期に着手すべきものと判断される事業から、

実施方針を策定する等の手続きに着手することとしている。

- (4) P F I 事業は、単なる施設の調達ではなく、民間事業者からサービスを調達するものであるという認識のもとに、P F I 事業によって調達しようとする公共サービス及びP F I 事業の範囲を明確にすることが重要である。

また、民間収益施設を併設するP F I 事業の場合には、民間収益施設の経営リスクによりP F I 事業の実施に支障を生じるおそれがあるため、P F I 事業から民間収益施設の経営リスクを可能な限り分離する必要があるが、完全に分離できない場合においても民間収益施設の経営リスクが最小限となるよう協定等において適切に措置することに留意する必要がある。

- (5) P F I 事業に関し、補助金の交付の手続き等が必要な場合は、契約に至るまでのスケジュールの設定やP F I 事業の設定において配慮する必要がある。

(下線部は、国土交通省による。)

これらを踏まえた上で、P F I 事業の具体化にあたっては、以下の点について整理することが望ましい。(「国土交通省所管事業を対象としたV F M (バリュー・フォー・マネー) 簡易シミュレーション第1次検討確定版」の第5章5.5抜粋)

① 民間事業者のノウハウの保有

類似の市場が存在している場合は、類似のノウハウ(特に運營業務において)を民間事業者が保有していることが確認できる。しかし、専ら公共が行っていた事業の中にも、民間事業者のノウハウが活用できるものが含まれている可能性もある。この点の検証が重要である。

② 適切なリスク分担

公共と民間の適切なリスク分担によりV F Mの最大化が追求できる。民間への一方的なリスク移転はP F I 事業化の可能性を妨げるものであるが、他方、公共から民間への移転リスクが少なすぎれば民間のリスクマネジメントの有効な活用が図られず、P F I のメリットが十分に発揮されない。リスクとリターンの見合う適切なレベルで、最適なリスク分担を図ることが求められよう。

③ 基本計画の存在

基本計画は、施設建設に当たっての明確な目的や付加する機能等を示すものであり、計画に当たってのベースである。しっかりとした基本計画の存在

が民間事業者から公共が求めるサービスを導き出す役目を果たすものである。

④ 維持管理・運營業務の存在

長期かつ相当程度の維持管理・運營業務の存在が、設計・建設段階での民間事業者の創意工夫・ノウハウを引き出し、合理的な計画を導き出すと考えられる。また、設計・建設段階から維持管理・運営段階までを通して民間事業者のマネジメント能力が期待できる。

⑤ 一定規模以上の事業であること

民間事業者の応札コスト、民間金融機関のファイナンス組成コストを勘案して、一定の規模以上でないと参画意欲が低下する。これらの費用を勘案してもVFMが確保できる一定の規模の事業であることが求められる。

⑥ 公共サービスの質の向上の可能性

民間事業者にインセンティブを与える効果により、公共サービスの質の向上が期待できる。この意味からPFI法に則した民間事業者によるPFI事業の提案など、民間意欲を汲みとる取組みは重要である。

《論点3》 民間発意事業の取扱い

民間事業者から事業発案があった場合、どのように対応すべきか。

《留意点》

民間事業者から事業発案があった場合は、以下に留意することが必要である。

- ・ 民間からの発案内容が既存の施設の整備計画等と整合を有すること
- ・ 民間による発案を検討し、その考えを受け入れることと、民間事業者を選定することは別途の手続きであること

【解説】

これまで民間事業者の提案に基づいたPFI事業はないが、今後提案があった場合には、上記論点に留意するとともに、PFIの手続きに載せる前段に、その発案の内容が、当該公共施設に関する既存の整備計画や施設の整備の基本的な内容等と整合を図っているかについて、十分に確認することが肝要である。

なお、「プロセスガイドライン」のステップ1 1-2 (2)において、「民間事業者の発案について、(中略)自らの発案による事業と同様に、実施方針

の策定等の手続きを行う。」とあるように、民間による発案を検討し、その考えを受け入れることと、民間事業者を選定することは別途の手続きであることに留意すべきである。

2. P F I 導入可能性調査の実施・P F I 推進体制の構築

◆ 進め方 ◆

P F I 導入の検討開始の適否を判断し、導入検討開始が決定された場合は、次のステップであるP F I 導入可能性調査実施へ向けて庁内手続きを行う必要がある。P F I 導入可能性調査は、「1. P F I 導入検討対象事業」の抽出において、P F I の適性があると見込まれた事業について、多方面から検討し、P F I 導入可能性の可否を総合的に判断するために行うものである。円滑な導入可能性調査の実施のためには、コンサルタントから専門的な知識や経験に基づく助言を得ることが有効であるため、調査を実施する。

また、P F I の導入検討・実施においては、庁内においても、P F I 手続きに関する事務工程のみならず、技術、財務、法務など広範な分野の検証が必要となる。そのため、庁内についても、関係部局を集めるなど部局横断的な庁内体制を構築し、P F I の円滑な事業推進を図ることも考慮する。具体的な体制については、整備しようとする施設の内容、事業の特性、各公共主体の規模や組織体制等により異なるが、一般的には、当該事業を所管する部局が主体となって事務手続き等を進め、関係部局は、事業の内容によって異なるため、それぞれの事業毎に関係する部局へ協力を求めることが多い。

◆ 留意点・課題の整理 ◆

《論点4》 P F I 推進体制の構築に当たって留意する点

庁内においてP F I 推進体制を構築するに当たって一般的に留意すべき点は、どのような点か。

《留意点》

整備しようとする施設の内容、事業の特性、各公共主体の規模や組織体制等により体制の組み方は異なるが、いずれの場合においても、以下の点に留意する必要がある。

- ・ 意思決定プロセスの明確化
- ・ 責任範囲の明確化

【解説】

P F I 事業においては、事業の対象となりうる業務内容が、施設の設計・建設から維持管理・運営まで多岐にわたるため、複数の担当部局との協議によって事業が推進されることとなる。特に、複合施設の場合、予算要求や執行を行う公共施設等の管理者が複数となることも考えられる。そのため、事業の手法や事業期間等の事業スキームのように総括的に決めるべき項目もあるが、他方、施設や業務の担当部局が異なることから、内容に応じて主体を分けて検討することも必要となる場合があると考えられる。

このように、P F I 事業では多数の関係者が多岐にわたる検討を行う必要があるため、あらかじめ意思決定の主体、意思決定の方法及び責任範囲などの事業実施プロセスを明確化しておく必要がある。また、プロジェクトの全体管理を行う管理者の役割が非常に重要となる。これについては、当該事業の主担当部局が担うことが望ましい。

なお、主担当部局以外に一般的に共通すると考えられる関係部局としては、公共施設の整備手法に関する検討や調整を担う部局、財政を担う部局、契約を担う部局、公共施設の建設、整備等を担う部局などが挙げられる。

また、必要に応じて、これらの部局を取りまとめたプロジェクトチームを設置することも考えられる。

3. P F I コンサルタントの選定・発注

◆ 進め方 ◆

P F I の導入においては、金融、法律、技術等における専門知識やノウハウが必要となるため、一般的に、専門的知識を有する外部コンサルタントに導入可能性調査から P F I 事業契約に至るまでのアドバイザリーを委託することが有効とされている（「プロセスガイドライン」1-1）。

コンサルタントの選定に当たっては、入札方式やプロポーザル方式などがある。P F I や当該事業に関する専門知識やノウハウを有したコンサルタントを選定することが必須であるため、一般的には、企画書の提出を求めるプロポーザル方式が採用されることが多い。入札方式を採用する場合であっても、事業の内容に応じて、企画書の提出を求め、能力や提案内容も加味するなど、価格だけで選定することのないようにすることに考慮する。

◆ 留意点・課題の整理 ◆

《論点5》 コンサルタント選定の留意事項

コンサルタントを選定する際に留意すべき点は、どのような点か。

《留意点》

コンサルタントを選定する際には、主に以下について留意する必要がある。

- ① 業務実績
- ② 担当者の経歴
- ③ 当該業務の実施計画
- ④ 実施する業務や必要とされる能力についての理解度
- ⑤ 特定テーマに対する提案 等

【解説】

コンサルタントを選定する際には、主に以下について留意する必要がある。また、従来のコンサルタント等の事業者選定にかかる規定がある場合には、当該規定との整合についても留意する必要がある。

なお、業務の内容に応じて留意する事項、内容について適宜検討、設定することが必要である。

① 業務実績

金融及び法務分野のアドバイザー業務の応募者に求められるべき資格や経験に関しては特別な定めがないことから、個々の業務内容に照らして適切な基準を定める必要がある。

技術分野に関しては、既存の対応する分野の競争参加資格などの有無を条件とするなど、既存の設計者選定に関する通達等を準用することも可能である。

② 担当者の経歴

担当者の経歴、専門分野等を評価する。

③ 当該業務の実施計画

業務実施に当たっての実施方針、業務への取組み体制、チームの特徴等を総合的に評価する。

④ 実施する業務や必要とされる能力についての理解度

実施する業務の内容や、必要とされる能力について理解度を評価する。

⑤ 特定テーマに対する提案

発注者が業務実施上重要として示した特定テーマへの提案について、その的確性、実現性等を総合的に評価する。

《論点6》 コンサルタントへの発注方法

コンサルタントへ業務を発注する際に留意すべき点は、どのような点か。

《留意点》

コンサルタントへ業務を発注する際には、広範な分野にわたる業務を網羅できるよう、コンサルタントを参集し、それぞれの分野に係る専門知識・ノウハウを活用する。

【解説】

PFIにおけるコンサルタントの役割は、金融、法務、技術等広範な分野にわたっている。全ての分野についての専門知識・ノウハウを活用できるようにコンサルタントに発注することが望ましい。

なお、それぞれの分野は性格が異なっており、それぞれの専門のコンサルタントとして存在することから、業務の内容に応じて、分離して発注することも考慮する。

(2) P F I 導入可能性の検討

1. P F I 導入可能性調査の実施

◆ 進め方 ◆

P F I 導入可能性調査は、多方面からの検討を行い、P F I 導入可能性の可否を総合的に判断するものである。ここでの検討結果が、その後の導入段階における前提ともなるものであることから、慎重な検討が必要となる。

◆ 留意点・課題の整理 ◆

《論点7》 想定される調査項目

P F I 導入可能性調査の調査項目としては、どのような項目が想定されるか。

《留意点》

P F I 導入可能性調査の調査項目としては、次のような項目がある。

- ① P F I 導入目的の明確化
- ② 事業内容・事業範囲の整理
- ③ リスク分担等の検討
- ④ 事業スキームの検討
- ⑤ V F M 評価
- ⑥ 民間事業者等参画可能性の調査
- ⑦ 課題の整理
- ⑧ P F I 導入可能性の評価
- ⑨ (P F I 導入可能性が見込まれた場合) P F I 導入のために実施すべき事項等の整理 等

【解説】

導入可能性調査の結果は、実施方針の策定の根幹となるものである。実施方針の策定にあたって検討すべき事項と併せて検討を行う必要があることから、詳細な解説については、「3.2.2 実施方針の策定及び公表段階」、「3.2.3 特定事業の評価・選定・公表段階」において記述するが、主な点について概

説すると以下のとおりである。

① P F I 導入目的の明確化

事業目的や提供するサービス内容を考慮しながら、P F I 導入の必要性、P F I 導入の目的を明確化する。これは、以後のP F I 導入検討作業及び導入手続きに一貫性や整合性を持たせるための指針となる。

② 事業内容・事業範囲の整理

P F I 導入の目的を達成するため、P F I 事業として実施する事業内容・事業範囲について明確化する必要がある。検討にあたって重要となる視点は以下が考えられる。(論点 9)

- ・ 法制度上の整理
- ・ 適切なリスク管理
- ・ 包括発注の可能性
- ・ 民間事業者の採算性
- ・ 公共性の担保
- ・ 民間事業者による創意工夫の発揮
- ・ 競争性の担保

③ リスク分担等の検討

リスクとは、契約等の締結時点ではその影響を正確には想定できないが、顕在化した際に事業の中断や中止、経済的損失が発生する可能性を意味する(「P F I 事業におけるリスク分担等に関するガイドライン」)。具体的には、需要の変動、物価上昇、事業中に起こる事故、天災等が挙げられる。リスク分担は、P F I 事業における最重要ポイントの一つである。計画、設計、建設、維持管理・運営それぞれの段階で想定されるリスクを抽出し、従来型公共事業におけるリスク分担を明確にした上で、P F I におけるリスク分担を検討する。事業毎にリスクの種類も変わるため、それぞれの事業特性を反映したリスク分担を作成する必要がある。

国土交通省関連施設の場合、広く国民生活・産業活動の基盤を形成する施設であるため、その社会的な重要度に鑑み、それぞれの施設特有のリスクを慎重に勘案する。

検討に際しては、P F I 基本方針三 2 (4) の中で「最もリスクを適切に管理できるもの」がリスクを負担することが原則とされており、民間事業者等にとって過度な負担とならないよう留意する必要がある。

導入可能性調査段階ではリスク分担案の作成を行い、特定事業の選定段階においてリスクの定量化、実務段階において契約書案への反映を見据えた詳細な検討を行う必要がある。

④ 事業スキームの検討

「2.1.6 事業類型」、「2.1.7 事業方式」に記載したとおり、事業方式（BOT、BTO等）、事業類型（サービス購入型、独立採算型、ジョイントベンチャー型）には、複数の選択肢があるため、事業内容・事業範囲、事業期間等を踏まえ、PFIの基本的な枠組みについて検討が必要である。（論点10～論点12、論点15）

⑤ VFM評価

VFMは、従来型事業における公共主体財政負担額（PSC）とPFI事業における公共主体負担額（PFI事業のLCC）を現在価値により比較し、その差をVFMとして算出する。民間事業者へのサービスの対価は、民間事業者の要する費用を踏まえて設定する。各項目の費用設定は、既存類似施設の実績や建築・設備担当部局による見積り、民間事業者へのアンケート・ヒアリング等から得た情報等を参考にしながら行う。

⑥ 民間事業者等参画可能性の調査

VFM評価と並行し、当該事業における民間事業者の採算性、参画意欲や参画のための条件、事業スキームに対する意見等をアンケート、ヒアリング、意見交換会等を通して把握する。その際に、PFI事業のLCCの算定に参考となる情報収集も併せて行う。また、需要リスクを有する事業に関しては、需要の程度についても調査し、把握しておくことが必要である。

ただし、導入可能性段階でのヒアリングは、公平性の確保という観点から、情報の取扱いに留意する必要がある。

⑦ 課題の整理

PFIを導入する際の課題を整理し、対応の方向性、可能性、対応策について検討する。この段階において、明確な対応策が具体的でない場合は、取組みの方向性とその見通しについての検討を行う。

⑧ PFI導入可能性の評価

上記①～⑦の調査・検討結果を踏まえ、PFIの導入可能性を総合的に評価する。

⑨ （PFI導入可能性が見込まれた場合）PFI導入のために実施すべき事項等の整理

PFI導入が可能と判断された際には、以後のPFI導入実務に先立ち、実施手順やスケジュール、事業者選定のあり方等につき整理する。

2. P F I 導入の判断

◆ 進め方 ◆

P F I 導入可能性調査において検討した内容を基に、P F I 導入の可能性を判断する。

◆ 留意点・課題の整理 ◆

《論点 8》 P F I 導入可能性を判断するための視点

P F I 導入可能性を判断するための視点は何か。

《留意点》

以下の3つの視点に基づき、P F I 導入可能性を判断する。

- ① 導入目的の達成可能性
- ② 導入実現可能性
- ③ 課題クリアの可能性

【解説】

以下に示す①～③の全ての可能性が達成される場合、P F I 導入可能性があるものと考えられる。

① 導入目的の達成可能性

P F I 事業が民間のノウハウの活用により低廉で良質な公共サービスの提供を旨としていることを鑑み、主にV F Mの発現の有無により個々のP F I 導入の目的が達成可能かどうかについて評価を行うこととなる。

② 導入実現可能性

仮に、①で導入目的が達成可能であるとされた場合であっても、公共サイドで検討を行ったP F I 事業の枠組みに対し民間事業者の参入意欲がなければ、P F I 事業として成立しない。従って、V F Mの達成に加え、民間事業者の参入が必須条件となる。民間事業者の参入意欲については、導入可能性調査において実施されるアンケート結果や、既存の類似のP F I 事業を参考とし、可能な限り民間事業者の参入意欲を把握し、P F I 事業としての実現可能性について評価を行う。

③ 課題クリアの可能性

導入可能性調査実施中に抽出された課題について、具体的な対応策が存在するのか、もしくは導入可能性調査段階では明確な対応策が具体的でない場合は、将来的な方向性と見通しがあるのかどうかについて確認する。

3.2.2 実施方針の策定及び公表段階

1. 事業スキーム等の検討

◆ 進め方 ◆

導入可能性調査段階で検討した結果を基礎とし、当該事業の事業スキームをより詳細に検討する。この内容は、後に実施方針として公表されるものである。実施方針とは、PFI事業として実施することが適切であると公共施設等の管理者等が認める事業として選定された特定事業の実施に関する方針を定めたものである（PFI法第5条の2）。PFI事業の検討により、PFI法第6条に基づき特定事業の選定を行おうとする場合には、必ずその前に実施方針の策定・公表を行わなければならないこととされている。

ここで検討された内容は、実施方針において規定され、民間事業者が当該事業への参画を判断するための材料となるため、できる限り具体的な内容を盛り込む必要がある。

なお、実施方針の公表に先立ち、検討すべき内容は以下①～⑧のとおりである。①～⑧は、PFI法の実施方針において具体的に定めるべきとされている項目であり、先行事例にて公表されている実施方針等を参考に、これらの項目に対応すると考えられる一般的な検討事項を下記に列挙したものである。

① 特定事業の選定に関する事項

- ・ 事業目的
- ・ 事業内容・事業範囲（論点9にて解説）
- ・ 事業期間（論点10にて解説）
- ・ 事業スケジュール（論点11にて解説）
- ・ 事業方式（BOT、BTO等）（論点12にて解説）
- ・ 特定事業の選定方法等（論点28にて解説）

② 民間事業者の募集及び選定に関する事項

- ・ 選定事業者の選定に係る基本的な考え方（論点31にて整理）
- ・ 選定の手順及びスケジュール
- ・ 応募手続等
- ・ 要求する性能及びサービス水準
- ・ 応募者の備えるべき参加資格要件
- ・ 審査に関する事項
- ・ 審査結果の公表方法
- ・ 提出書に係る著作権、特許権等の取扱い

- ③ 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項
- ・ リスク分担の考え方（論点13にて解説）
 - ・ 予想されるリスクと責任分担（論点14にて解説）
 - ・ 公共主体の支払（事業類型）に関する事項（論点15にて解説）
 - ・ 選定事業者の責任の履行に関する事項
 - ・ 事業の実施状況のモニタリング
- ④ 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項
- ・ 計画の概要
 - ・ 計画地の条件
- ⑤ 第10条第1項に規定する事業計画又は協定の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項
- ・ 係争事由に係る基本的な考え方（論点16にて解説）
 - ・ 管轄裁判所の指定（論点16にて解説）
- ⑥ 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項
- ・ 本事業の継続に関する基本的な考え方
 - ・ 本事業の継続が困難になった場合の措置
 - ・ 金融機関と公共主体との協議
- ⑦ 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項
- ・ 法制上及び税制上の措置に関する事項（論点17にて解説）
 - ・ 財政上及び金融上の支援に関する事項（論点17にて解説）
 - ・ その他の支援に関する事項
- ⑧ その他特定事業の実施に関し必要な事項
- ・ 議会の議決（論点44にて解説）
 - ・ 情報公開及び情報提供
 - ・ 入札に伴う費用負担

◆ 留意点・課題の整理 ◆

《論点9》 事業内容・事業範囲の設定方法

P F I を導入する事業内容・事業範囲を設定するに当たり、必要な視点は何か。

《留意点》

P F I を導入する事業内容・事業範囲を設定するに当たり必要な視点としては、以下のようなものがある。これらの視点について検討を加える際には、対象となる施設の関連法制度等との整合について十分留意することが重要である。

- ① 法制度上の要整理事項の有無
- ② 適切なリスク管理
- ③ 包括発注の可能性
- ④ 民間事業者の採算性
- ⑤ 公共性の担保
- ⑥ 民間事業者による創意工夫の発揮
- ⑦ 競争性の担保

【解説】

P F I を導入する業務範囲を設定するに当たり必要な視点としては、以下のようなものがある。

① 法制度上の要整理事項の有無

法制度上、P F I 事業として計画している公共施設の建設、維持、運営、管理等の事務を民間事業者に任せることが可能かどうか。

国土交通省所管の施設については、「2.5.1 公物管理上の整理」に記載した、国土交通省にて整理を行った「P F I 事業者の公物管理法上の位置づけについての考え方」を参考としつつ、整理を行うことが考えられる。当該文書においては、公物管理法が、公物管理における事実行為を民間主体に事務委任することを禁じてはおらず、P F I 事業者が当該事実行為についてP F I 法第2条に規定する「公共施設等の整備等」を行うことができることについて説明している。

また、個別施設におけるP F I 事業者の実施可能な個別の事務については、

「2.5.2 個別事業の関係法令における規定との関係」及び【参考資料2】にとりまとめた資料を参考とする。

② 適切なリスク分担

民間事業者によるコントロールが可能なリスク分担となっているかどうか。民間事業者で負うにはリスクが大きすぎる業務の場合は、公共が実施した方がよい場合がある。

③ 包括発注の可能性

複数の業務を束ねて民間事業者への包括発注が可能かどうか。PFIで包括発注をすることにより民間事業者の創意工夫が発揮できると想定される業務は、民間事業者に委ねることでVFMの源泉が確保できると考えられる。

④ 民間事業者の採算性

独立採算型事業の場合は、長期間安定してサービスを提供することが可能となるような需要が存在しており、民間事業者が努力により需要を開拓できる可能性と採算性が存在するのかどうか。民間事業者の努力にも関わらず、需要の確保が見込まれず、民間事業者の採算性が確保できないことが予想される場合は、独立採算型事業としては成立しないと考えられるため、民間事業者の独立採算とはせず、公共が自ら実施するかあるいはサービスの対価を支払って民間事業者に委ねるなど、事業スキームの変更についても考える必要がある。

⑤ 公共性の担保

民間事業者に委ねた場合、公共性が担保されるのかどうか。また、必要に応じて公共の関与が可能かどうか。公共事業であることから、サービス提供について、公共性が担保されることが前提であり、そのための民間と公共主体の役割分担について確認する必要がある。

⑥ 民間事業者による創意工夫の発揮

民間事業者に当該事業のノウハウが蓄積されており、創意工夫を発揮することが可能かどうか。民間事業者のノウハウ、創意工夫が発揮できる部分こそVFMの源泉となり得るため、業務対象範囲とすることが望ましい。

⑦ 競争性の担保

当該事業を行う一定数の民間事業者が存在し、競争性を保つことが可能かどうか。当該事業を担える民間事業者が極端に少ない場合は、競争原理が働かず、VFMの確保に当たっての阻害要因となる場合がある。

《論点 10》 事業期間の設定方法

事業期間の設定に当たり留意すべき点は、どのような点か。

《留意点》

事業期間を設定するに当たり必要な視点としては、以下のようなものがある。

- ① 事業の政策的ライフサイクル
- ② 事業環境変化の可能性
- ③ 資金調達の可能性
- ④ 施設の耐用年数
- ⑤ 施設の減価償却年数

【解説】

事業期間を設定するに当たり必要な視点としては、以下のようなものがある。以下を総合的に勘案の上、事業期間を設定する。

① 事業の政策的ライフサイクル

どの程度、長期間にわたり、整備しようとする施設に関するサービス提供についてのニーズがあるか。

② 事業環境変化の可能性

制度変更、技術進歩の可能性があるか。将来的に大きな変更が考えられる場合は、それらが発生した場合の見直しが効きやすいよう短めに設定することも一案である。

③ 資金調達の可能性

どの程度長期間での借入が可能か。金利変動の可能性も踏まえ検討する。金利の利率はそのときの経済環境、金融情勢等によっても変わり得るが、一般に、事業期間（借入金の返済期間）によっても左右される。

なお、必ずしも全ての事業で、事業期間（維持管理期間）＝施設整備費支払期間となっているものではない。資金調達の難易と財政負担を勘案して、事業期間より短期の施設整備費支払期間（＝資金調達期間）を設定することも可能である。

④ 施設の耐用年数

事業の対象となる施設の耐用年数について確認を行い、事業期間との関連性について整理する。

⑤ 施設の減価償却年数

ＢＯＴ方式のように資産保有を民に委ねる形態の事業においては、減価償却年数の違いにより事業期間中に費用として認識できる金額が異なり、未償却資産が多いほどサービスの対価も高くなる。したがって、事業の対象となる施設の減価償却年数について確認を行い、事業期間との関連性について検討する必要がある。

「国土交通省所管事業を対象としたVFM（バリュー・フォー・マネー）簡易シミュレーション」では、対象事業の事業期間を次のとおり設定した。

検討時点	局	対象施設等	事業期間
第1次	大臣官房	地方合同庁舎整備事業	施設整備：2年 維持管理：20年
	都市・地域整備局	海浜公園整備事業	施設整備：3年 維持管理：20年
		改良土プラント整備・運営事業	施設整備：1年 維持管理：20年
		自転車駐車場整備・運営事業	施設整備：2年 維持管理：15年
		市民文化会館整備事業	施設整備：2年 維持管理：20年
	住宅局	公営住宅整備事業	施設整備：3年 維持管理：20年
		河川局	浄化事業
	道路局	簡易パーキングエリア整備事業	施設整備：2年 維持管理：20年
	港湾局	小型モーターボート係留施設等整備等事業	施設整備：1年 維持管理：20年
	航空局	第3種空港における立体駐車場整備事業	施設整備：1年 維持管理：20年

検討時点	局	対象施設等	事業期間
第1次	北海道局	ごみ焼却場併設型融雪槽整備事業	施設整備：3年 維持管理：20年
	気象庁	気象レーダー観測施設整備事業	施設整備：1年 維持管理：15年
	海上保安庁	航路標識整備事業	施設整備：1年 維持管理：20年
第2次	総合政策局	大規模グリーン・リサイクル事業（堆肥化）	施設整備：1年 維持管理：8年
		大規模グリーン・リサイクル事業（木質バイオマス発電）	施設整備：2年 維持管理：20年
	都市・地域整備局	下水道汚泥消化ガス発電事業	施設整備：2年 維持管理：20年
		都市公園における有料運動施設事業	施設整備：3年 維持管理：20年
	都市・地域整備局 住宅局	市街地再開発事業における仮設店舗整備事業	施設整備：1年 維持管理：4年
	道路局	電線共同溝整備事業	施設整備：2年 維持管理：20年
	河川局	河川マリーナ事業	施設整備：2年 維持管理：20年
	港湾局	旅客ターミナル施設（港湾）整備事業	施設整備：2年 維持管理：20年
	鉄道局	地下高速鉄道整備事業	施設整備：7年 維持管理：40年

同報告書第1次検討確定版の第2章2.3.3（4）には、事業期間の考え方として、以下のとおり整理した。（以下、抜粋）

「今回の検討対象事業は、一つの事業を除いて設計建設期間が短期であることから、今回の試算においては、従来型及びPFI両事業とも同期間を想定している。

従来の公共事業においては予算配分のペースにあわせて事業の進捗が支配される場合も見られるが、PFI事業の場合、その制約が緩和されることから

設計建設期間の短縮が考えられる。また、設計施工の同年度実施も容易である。一方、P F I 事業の場合、事業者選定手続期間は逆に長くなることが想定され、事業の検討開始から以降の合理的な事業期間の設定が今後の課題である。

維持管理・運営期間の設定に当たっては、事業として合理的な投資回収期間を設定する必要がある。そのためには、施設の減価償却期間が第一のメルクマールとなるが、そのみならず、事業環境の変動可能性（安定性）、事業の政策的ライフサイクル、資金調達の可能性等を総合的に検討して設定する必要がある。」

上記対象事業においては、一部の特徴的な事業を除き、事業環境の変動可能性（安定性）、事業の政策的ライフサイクル、資金調達の可能性等を鑑み、維持管理・運営期間は15～20年に設定した。

大規模グリーン・リサイクル事業（堆肥化）及び市街地再開発事業における仮設店舗整備事業については、事業の政策的ライフサイクルの観点から、それぞれ8年、4年に、地下高速鉄道整備事業については、事業の採算性の観点から40年に設定した。

<参考>

国土交通省関係P F I 事業においては、以下のようにP F I の事業期間が設定されている。

国土交通省関係P F I 事業の事業期間一覧

事業名	事業概要	事業期間
戸塚駅西口第1地区第二種市街地再開発事業・仮設店舗整備等事業（横浜市）	市街地再開発事業における仮設店舗の整備、維持管理・運営及び販売促進事業	施設整備：1年間 維持管理：約3年5ヶ月
P F I による県営住宅鈴川団地移転建替等事業（山形県）	県営住宅の整備、維持管理	施設整備：1年6ヶ月間 維持管理：20年3ヶ月間
ひびきコンテナターミナルP F I 事業（北九州市）	コンテナターミナルの整備、維持管理・運営	施設整備：約2年間 維持管理：25年間
海洋総合文化ゾーン体験学習施設等特定事業（神奈川県）	水族館及び体験学習施設の整備、維持管理・運営	施設整備：2年間 維持管理：30年間

先行事例においては、維持管理・運営期間が約3年間強の短い事業から30年の超長期の事業まで、その長さはさまざまである。上記に掲げた事業のうち、「戸塚駅西口第1地区第二種市街地再開発事業・仮設店舗整備等事業」は、市街地再開発事業における仮設店舗という施設の位置づけから、施設整備が約1年、維持管理が約3年5ヶ月の短期事業となっている。「PFIによる県営住宅鈴川団地移転建替等事業」、「ひびきコンテナターミナルPFI事業」については、その維持管理・期間は約20年から約25年までの期間が設定されている。また、「海洋総合文化ゾーン体験学習施設等特定事業」において、維持管理・運営期間は30年と設定されている。

《論点11》 事業スケジュールの設定

事業スケジュールを設定するに当たり留意する点は、どのような点か。

《留意点》

事業スケジュールを設定するに当たって、施設の供用開始の目標年次等の事業全体のスケジュールを把握した上で、事業計画段階、事業者選定段階、事業者選定後～契約協議期間、工事期間それぞれの段階において、適切な期間が設定されているかどうかを確認することが重要である。

【解説】

事業スケジュールの設定に当たっては、PFI導入段階、施設供用段階まで見据えた事業全体のスケジュールを考慮する必要がある。

具体的には、事業の特性、事業規模等により異なるものであり、一律に基準を定めることはできないが、事業全体のスケジュールを設定する際には、事業計画段階、事業者選定段階、事業者選定後～契約協議期間、工事期間それぞれの段階において、十分な期間を設定する必要がある。特に、事業実施段階においては、公共主体が必要とする作業日数や関係機関との協議調整に要する期間、議会スケジュール等だけでなく、民間事業者が必要とする作業日数及び会計法令の規定等により契約手続きに必要な日数を勘案して合理的な期間を確保する必要がある。

<参考>

国土交通省関係PFI事業では、各プロセスにおいて概ね以下のような期間を要している。

国土交通省関係PFI事業の事業所要期間一覧

事業名	事業概要	実施方針公表段階～特定事業選定段階	特定事業選定段階～協定の締結段階	協定の締結段階～供用開始
大竹市自転車駐車場施設整備・運営事業（大竹市）	自転車駐車場の整備、維持管理・運営	約2ヶ月	約5ヶ月	約5ヶ月
PFIによる県営住宅鈴川団地移転建替等事業（山形県）	県営住宅の整備、維持管理	約2ヶ月	約10ヶ月	約1年6ヶ月
東京都下水道局森ヶ崎水再生センター常用発電設備整備事業（東京都）	発電設備の整備、維持管理・運営	約2ヶ月	約1年	約1年5ヶ月
海洋総合文化ゾーン体験学習施設等特定事業（神奈川県）	水族館及び体験学習施設の整備、維持管理・運営	約2ヶ月	約1年	約2年
（仮称）長井海の手公園整備等事業（横須賀市）	青空市場、レストラン等の整備、維持管理・運営	約3ヶ月	約1年6ヶ月	約1年7ヶ月

上記に掲げた事業の事業者選定期間等については、事業の内容等の状況によって様々な期間を設定していると考えられる。

《論点 12》 事業方式（BOT、BTO等）の検討

事業方式の検討に当たり留意すべき点は、どのような点か。

《留意点》

事業方式の検討に当たり必要な視点としては、以下のようなものがある。

- ・ 施設の管理方法・管理内容
- ・ 運營業務のウエイト 等

【解説】

BOT、BTO等の事業方式については、「国土交通省所管事業を対象としたVFM（バリュー・フォー・マネー）簡易シミュレーション第2次検討確定版」の第5章5.1において、以下のような整理を行っている。（以下、抜粋）

「PFIは公共サービスの提供事業を民間事業者の資金とノウハウを活用して行うものであり、事業を実施する能力を有する民間事業者が、事業に投資する投資家や融資を行う金融機関に働きかけを行い、施設整備資金等を調達して実施することになる。当該施設を使って、公共サービスの提供を如何に適切に行いうるかが、事業者の選定や資金調達の可否、条件を決めるうえでポイントとなる。

従って、要求される公共サービスの内容により、公共としてどのような施設の管理方法が望ましいかを検討することになる。事業方式は、施設の管理方法や管理内容にふさわしい所有形態を選択することにより定まるものと考えられる。

一般的に、運營業務のウエイトの高い事業は、施設を使用した運營業務の実施に力点のおかれた事業であることから、運營業務の効率的実施の観点重視して施設の所有権を選定事業者側に残した方式（BOT方式）が望ましいと言われている。一方、運營業務のウエイトが低い事業は、施設を運営することよりも、施設の整備そのものに公共サービスの提供としての力点が置かれた事業とみなすことができるので、施設の公共への引渡し（BTO方式）がまず重視されると言われている。

また、投資家や金融機関は、事業者の施設整備能力のみならず、場合によってはそれ以上に事業者の運営能力を判断して投資ないし融資を実行すると言われているため、事業者の運営能力は、金融機関等による「市場での選別」を経ているとも言える。しかしながら、公共側においても、事業方式の如何に関わらず、事前の要求性能・水準の整理と実施段階におけるモニタリン

グにより、運營業務の内容を把握し、必要な場合、業務受託企業の交替などがなし得るような事業構造を構築することが望ましい。

以上のように、施設の管理方法や管理内容、運營業務のウェイト等に応じて、望ましい事業方式を選択することが肝要である。」

「国土交通省所管事業を対象としたVFM（バリュー・フォー・マネー）簡易シミュレーション」では、対象事業の事業方式を次のとおり設定した。

検討時点	局	対象施設等	事業方式
第1次	大臣官房	地方合同庁舎整備事業	B T O
	都市・地域整備局	海浜公園整備事業	B T O
		改良土プラント整備・運営事業	B T O
		自転車駐車場整備・運営事業	B T O
		市民文化会館整備事業	B T O
	都市・地域整備局住宅局	公営住宅整備事業	B T O
	河川局	浄化事業	B T O
	道路局	簡易パーキングエリア整備事業	B T O
	港湾局	小型モーターボート係留施設等整備等事業	B T O
	航空局	第3種空港における立体駐車場整備事業	B T O
	北海道局	ごみ焼却場併設型融雪槽整備事業	B T O
	気象庁	気象レーダー観測施設整備事業	B T O
	海上保安庁	航路標識整備事業	B T O

検討時点	局	対象施設等	事業方式
第2次	総合政策局	大規模グリーン・リサイクル事業 (堆肥化)	施設：BTO 機器：BOO
		大規模グリーン・リサイクル事業 (木質バイオマス発電)	BTO
	都市・地域整備局	下水道汚泥消化ガス発電事業	BTO
		都市公園における有料運動施設事業	温水プール等：BTO 温浴施設等：BOO
	都市・地域整備局 住宅局	市街地再開発事業における仮設店舗整備事業	BTO
	道路局	電線共同溝整備事業	BTO
	河川局	河川マリーナ事業	護岸関連施設：BTO 係留関連施設：BOO
	港湾局	旅客ターミナル施設(港湾)整備事業	ターミナル等：BTO 商業施設：BOO
鉄道局	地下高速鉄道整備事業	BOT	

上記対象事業においては、地下高速鉄道整備事業は施設を使用した運營業務の実施に力点のおかれた事業であり、運營業務の効率的実施の観点重視の結果、BOT方式に、それ以外は将来的な施設の内容等の変更に伴い、増改築など施設に手を加えたい場合などに公共が施設を保有していた方がその自由度が高いとの観点からBTO方式に設定した。また、付帯する独立採算型事業部分がある事業については、当該部分は設計、建設から維持管理、運営、解体撤去まで原則としてその内容の全ては事業者任せにすることからBOO方式となっている。

例えば、「都市公園における有料運動施設事業」においては、利用料金収入とサービスの対価で事業費を賄う温水プール等はBTO方式、利用料金収入のみで事業費を賄う温浴施設等はBOO方式となっている。これは、その事業費の一部に公的資金を活用する温水プール等は、今回のように、公共が施設管理の責任を負うというリスク分担を想定した場合、公共が施設管理の責任を負うことから、将来的にサービス内容の変更等が起こり、例えば用途変更や増改築工事を行う場合等に、公共が施設の所有権を有していた方がリス

ク分担等の面で問題が生じにくいこととの考えのもと、BTO方式とした。他方、温浴施設等は、独立採算型事業であることから、事業者が施設を建設、所有権を保持したまま運営を行うことで事業者にとって自由度の高く、より効率的な運営を行う余地が高まることを期待し、BOO方式とした。

<参考>

国土交通省関係PFI事業においては、以下のようにPFIの事業方式が設定されている。

国土交通省関係PFI事業の事業方式一覧

事業名	事業概要	事業類型	事業方式
ひびきコンテナターミナルPFI事業（北九州市）	コンテナターミナルの整備、維持管理・運営	独立採算型（公共支援として、整備用地の無利子貸付あり）	BOT
大竹市自転車駐車場施設整備・運営事業（大竹市）	自転車駐車場の整備、維持管理・運営	独立採算型（公共支援として、事業用地の無償貸付あり）	BOT
東京都下水道局森ヶ崎水再生センター常用発電設備整備事業（東京都）	発電設備の整備、維持管理・運営	サービス購入型	BTO
PFIによる県営住宅鈴川団地移転建替等事業（山形県）	県営住宅の整備、維持管理	サービス購入型	BTO

事業者に委ねる範囲が大きい事業、すなわち運営業務のウェイトが高い事業ほど、BOT方式を採用している傾向が見られる。独立採算による運営が主体の「ひびきコンテナターミナルPFI事業」、「大竹市自転車駐車場施設整備・運営事業」などがその例として挙げられる。これは、事業者の運営範囲が広範なほど、事業者が施設の所有権を保有している方が、管理運営がしやすいとの考えによるものと思われる。

一方、「東京都下水道局森ヶ崎水再生センター常用発電設備整備事業」は、運営業務のウェイトは高いものの、整備する施設がセンターの自家用発電施設であるため、法令や制度上、公共が施設の所有権を保有する必要があることなどから、BTO方式が採用されたものと想定される。また、「PFIによる県営住宅鈴川団地移転建替等事業」については、整備重視である側面が強いためBTO方式を選択したものと考えられる。

《論点13》 リスク分担の考え方

官民のリスク分担を検討するに当たって留意すべき点は、どのような点か。

《留意点》

「リスクを最もよく管理することができる者が当該リスクを分担する（「リスク分担等ガイドライン」）」という原則に則り、個別事業毎に検討を行うことが重要である。

【解説】

リスク分担の考え方については、「国土交通省所管事業を対象としたVFM（バリュー・フォー・マネー）簡易シミュレーション第1次検討確定版」補論2.（1）において、以下のような整理を行っている。（以下、抜粋）

「PFI事業におけるリスク分担の考え方は「リスクを最もよく管理することができる者が当該リスクを分担する」（平成13年1月22日「PFI事業におけるリスク分担等に関するガイドライン」）というものであり、個別リスクごとに、公共側と民間事業者とを比べて、当該リスクについて、「どちらがより適切にマネジメントできるか」が判断のメルクマールとなる。従って、あらゆるリスクを民間事業者が負担するものではなく、民間事業者が公共より適切にマネジメント可能なリスクだけが民間事業者の負担となると考えるべきであろう。そして、どちらも同様にマネジメントできないようなリスクに関しては、従来 of リスク分担と同一の対応が原則となろう。今回、不可抗力リスクの分担について、特に地震保険を義務づけるべきではないという意見が寄せられたが、総論的な解決は難しく、個別事業の内容を勘案して、事象ごとに判断するべきであるという意見が多かった。リスク分担の原則と個別事業の目的、費用と効果などを勘案しながら検討していくことになろう。

また、施設の瑕疵担保責任に関して、従来以上の重い責任を民間事業者に負担させる場合などは、公共側が明示的に認識していなかったリスクを結果として移転していることになるので、その分リスク調整を行ってPSCに加えて検討する必要がある。また、計算上VFMが期待できるとしても、民間事業者への過度なリスク移転は、事業の安定性を損ねる可能性が高まり、結果として公共側に跳ね返ってくることになるので、安易なリスク移転を行うことのないよう、十分留意することが必要である。

反面、民間事業である以上、リスクを取って収益機会を確保している側面もあることは事実であり、PFI事業は、民間事業者としてノウハウの発揮のしどころという意見も寄せられた。事前検討において、民間事業者が負担し得るリスクに関して過大評価をすることは問題であるが、同時に、過小評価もすることなく、公共、民間事業者双方にとって「やりがいのある」事業スキームの構築を目指すべきと考えられる。」

また、「2.5.1 公物管理上の位置づけの整理」に掲載した「PFI事業者の公物管理法上の位置づけについての考え方」において、公物管理における事実行為を民間主体に事務委任する形でその旨を協定に定めてPFI事業として実施する場合、国家賠償法による賠償責任等については、公物管理者が最終責任を負うこととなると考えられると整理しており、官民でのリスク分担の検討の際には十分留意する必要がある。

《論点 14》 官民のリスク分担を検討するに当たって留意するリスク

官民のリスク分担を検討するに当たって留意すべきリスクとしては、どのようなものがあるか。

《留意点》

官民のリスク分担を検討するに当たって留意すべきリスクとしては、以下のようなものがある。

- ① 調査・設計段階に係るリスク
- ② 用地確保に係るリスク
- ③ 建設に係るリスク
- ④ 維持管理・運営に係るリスク
- ⑤ 事業終了段階でのリスク
- ⑥ 各段階に共通するリスク
 - a. 不可抗力リスク
 - b. 物価の変動、金利の変動、為替レートの変動、税制の変更等
 - c. 施設等の設置基準、管理基準の変更等関連法令の変更等
 - d. 許認可の取得等

【解説】

「リスク分担等ガイドライン」を基に、官民のリスク分担を検討するに当たって留意すべきリスクを、以下のように整理する。また、あわせて「国土交通省所管事業を対象としたVFM（バリュー・フォー・マネー）簡易シミュレーション」における対象事例ではどのように各リスクの分担を設定したのか、あるいは国土交通省関連の先行事例ではどのような対応がなされているのかについて、事例を挙げて解説する。

① 調査・設計段階に係るリスク

地質調査等調査又は設計の一部又は全部が含まれる場合は、「設計等の完了の遅延」、「設計等費用の約定金額の超過」、「設計等の成果物の瑕疵等」が挙げられる。公共施設等の管理者等は、個々の選定事業に即して、選定事業者に対する関与を必要最小限のものとするに配慮しつつ、その権利義務を協定等に明確に規定し、関与の選定事業に与える影響の程度に応じて、公共施設等の管理者等のリスク分担を検討することが望ましい。

「国土交通省所管事業を対象としたVFM（バリュー・フォー・マネー）簡易シミュレーション」においては、いずれの対象事業においても、公共側が実施した測量、地質調査、文化財調査等に不備があった場合は公共のリスク、事業者が実施した測量、地質調査、文化財調査等に不備があった場合は事業者のリスクと分担している。なお、事業の特性により異なるものの、後者について、事業者は調査・測量に熟知しており、リスク発生の確率は低いものと分析している。

② 用地確保に係るリスク

選定事業に公共施設等の敷地の取得、工事の施工上必要な用地の一定期間の使用権の取得等、事業用地等の確保の一部又は全部が含まれる場合には、用地確保の遅延や、用地確保費用が約定金額を超過することが起こることが想定される。

選定事業に事業用地等の確保が含まれていない場合であっても、事業用地等の確保の遅れ、事業用地等の変更によって、設計等、建設、維持管理・運営の各段階の中断・遅延や、各段階で必要となる費用が約定金額を超過することが起こることがある。

したがって、事業用地等の確保について公共施設等の管理者等と事業者のいずれが責任をもって行うか、その遅延、事業用地等の変更に係る各段階での措置を予め検討し、協定等に規定しておくことが望ましい。

一般には、事業用地の確保は、公共施設等の管理者等が行うことが多く、「国土交通省所管事業を対象としたVFM（バリュー・フォー・マネー）簡易シミュレーション」においても、いずれの対象事業も公共施設等の管理者

等が事業用地を確保するものと想定した。他方、例えば「PFIによる県営住宅鈴川団地移転建替等事業」のようにPFI事業の範囲に含め、事業者が責任を持って行う事例もある。「PFIによる県営住宅鈴川団地移転建替等事業」では、本施設の所有権の移転時に、事業者より提案を受けた土地について、県と土地所有者との間で土地定期賃貸借契約を締結し、当該契約に基づき、県は土地の所有者から土地を借り受け、事業契約期間の完了日までに更地にした上、所有者に返還するという事業スキームとなっている。事業用地の確保を事業者に委ねたのは、移転先として利用可能な県有地の確保ができないことも理由の一つではあったが、それに加え、民間のノウハウの活用を市街地活性化にも期待したことも考えられる。

③ 建設に係るリスク

選定事業に建設の一部又は全部が含まれる場合に「工事の完成の遅延」、「工事費用の約定金額の超過」、「工事に関連して第三者に及ぼす損害」、「工事目的物の瑕疵」等が主なものとして想定される。公共施設等の管理者等は、個々の選定事業に即して、事業者に対する関与を必要最小限のものとするに配慮しつつ、その権利義務を協定等に明確に規定し、関与の選定事業に与える影響の程度に応じて、公共施設等の管理者等のリスク分担を検討することが望ましい。

「国土交通省所管事業を対象としたVFM（バリュー・フォー・マネー）簡易シミュレーション」においては、建設に係るリスクとして、「工事リスク（工事費増加リスク、工期遅延リスクを含む。）」、「工事監理リスク」、「要求性能未達リスク」、「技術進歩リスク」を想定しており、建設に係る業務範囲は従来と変わらないことから、リスク分担も従来とは変わらないものとなっている。ただし、電線共同溝整備事業においては、従来公共が行っていた占用物件の布設工事に関する事業調整をPFI事業の業務範囲としていることから、その部分についてのリスクは民間事業者への移転が図られている。

④ 維持管理・運営に係るリスク

選定事業に維持管理・運営の一部又は全部が含まれる場合に検討を要し、「運営開始の遅延」、「公共サービスの利用度の当初の想定との相違」、「維持管理・運営の中断」、「施設の損傷」、「維持管理・運営に係る事故」、「技術革新」、「修繕部分等の瑕疵」等が想定される。

国土交通省関連の施設の場合、不特定多数の利用者が常時使用することが想定されるため、当該施設を安定的かつ適正に維持、利用が継続できるように施設を維持することを最優先の目標としてリスク分担、リスクが顕在化した際の措置を検討、規定することが必要である。

さらに、需要変動リスクについては、「国土交通省所管事業を対象とした

VFM（バリュー・フォー・マネー）簡易シミュレーション第2次検討確定版」中、「第4章 利用料金収入のある事業のあり方に関する考察」において、「公共及び民間事業者、さらには民間事業者に融資を行う金融機関や保険を扱う保険会社など、PFI事業の構成メンバーがそれぞれの立場で需要変動リスクをコントロールして事業を成功に導くための工夫を積み上げていくことが重要である」と整理しているところである。

対象事業の検討においては、大規模グリーン・リサイクル事業は、利用料金収入は見込めるものの、今回の事業スキームでは、原料の供給量変動リスクを事業者にとらせることは事業者に過度なリスク負担を負わせることになるとの考えのもと、公共が負担することとした。また、河川マリーナ事業については、今回の事業スキームにおいては、係留関連施設部分は民間事業者の創意工夫・ノウハウが相当程度見込まれるとの考えにより、その需要変動リスクは事業者の負担とした。ただし、不法係留については単純に事業者にリスクを負わせることはできないという考えもあり、その場合は公共が一定のリスクを負担するということもあり得る。

⑤ 事業終了段階でのリスク

選定事業の終了段階においては、事業者が公共施設等を公共施設等の管理者等に譲渡する場合、公共施設等を撤去、原状回復する場合がある。この場合、長期間にわたる選定事業の事業期間の終了時での修繕費用又は撤去・原状回復費用を、協定等の締結の時点で予め具体的金額として想定したとしても、事業終了段階での当該公共施設等の周辺状況、撤去等に係る規制の状況によって、現実に必要な費用と乖離することも想定されることから、協定等において、事業終了時の一定期間前における修繕費用、撤去・原状回復費用の確保手続について取り決めておくことが適当と考えられる。

「国土交通省所管事業を対象としたVFM（バリュー・フォー・マネー）簡易シミュレーション」においては、事業終了段階のリスクとして、「施設の瑕疵リスク（ただし、BOT事業のみ）」、「移管手続きリスク」を想定しており、当該リスクは、設計、建設、維持管理、運営を通して1事業者が行うPFI事業ならではのリスクである。「施設の瑕疵リスク（ただし、BOT事業のみ）」とは、BOT事業において事業期間の終了に伴う施設の引渡前検査時点で施設の瑕疵が発見された場合で、その場合は、事業者は利用可能な状態で施設を公共に引き渡すことを求められることから、事業者の費用負担において施設を修復し、施設の引渡しを行うこととしている。また、「移管手続きリスク」については、事業期間の終了に伴う、業務の移管に係る諸費用の発生、事業会社の清算に伴う評価損益の発生などであり、事業終了までを含め事業者の責任において行われるべきものであることから、事業者の費用負担において適切な移管手続き、清算手続きを行うこととしている。

⑥ 各段階に共通するリスク

a. 不可抗力リスク

不可抗力とは、協定等の当事者の行為とは無関係に外部から生じる障害で通常必要と認められる注意や予防方法を尽くしてもなお防止し得ないものと考えられる。公共施設等の管理者等及び事業者のいずれの責めにも帰しがたい天災等の不可抗力事由によって、例えば調査段階における仮設物等の損傷、建設段階における工事目的物等の損傷、維持管理・運営段階における施設の損傷が生じ、設計等、用地確保、建設の各段階の中断・遅延や、各段階で必要となる費用が約定金額を超過することが起こるなど、設計等、用地確保、建設、維持管理・運営のいずれの段階においても、選定事業の実施に影響を与えることがあることから、その場合の追加的支出の分担のあり方、事業期間の延長について予め検討し、できる限り協定等で取り決めておくことが望ましい。

国土交通省所管施設の場合、代替性がない等の特性を有しており、金銭面での措置はもとより、特に、行政サービスの維持のための方策を十分検討しておくことが必要である。「国土交通省所管事業を対象としたVFM（バリュー・フォー・マネー）簡易シミュレーション」の対象事業である、共同溝整備事業や地下高速鉄道事業のように、ライフラインとして存在し、途絶することにより社会的に特に重要な影響を及ぼすと思われる事業については、特段慎重な検討を要する。

b. 物価の変動、金利の変動、為替レートの変動、税制の変更等

物価の変動、金利の変動、為替レートの変動、税制の変更等は事業者の費用増やその利益の減少の原因となり得ることから、変動等の選定事業に与える影響の程度を勘案して、分担のあり方について予め検討し、できる限り協定等で取り決めておくことが望ましい。

「国土交通省所管事業を対象としたVFM（バリュー・フォー・マネー）簡易シミュレーション」においては、「物価変動リスク」、「金利変動リスク」、「税制変更リスク」についてのリスク分担について想定した。「物価変動リスク」については、設計・建設段階の物価変動を見込んだ金額を提案してもらい、変更は認めないこととし、維持管理・運営段階については、維持管理・運営事業に関する費用の見直しを行うこととした。「金利変動リスク」については、設計・建設期間の金利変動を見込んだ金額を提案してもらい、変更は認めないこととした。ただし、公共からの支払金利の基準日については、事業者が金利変動リスクをコントロールできるようになるまでの期間を勘案の上、設定することが必要と注記した。また、維持管理・運営段階の金利変動については、変動に応じて定期的に金利を見直し、割賦代金に係る支払利息を変更することを想定した。「税制変更リスク」につ

いては、当該事業に関する新税の成立や税率の変更、消費税に関する変更、法人に課される税金のうち、その利益に課されるもの以外に関する税制度の変更は公共のリスク負担とし、法人に課される税金のうち、その利益に課されるものの税制度の変更についてのみ事業者の負担とした。

c. 施設等の設置基準、管理基準の変更等関連法令の変更等

当該公共施設等の設置基準、管理基準が法令等に規定されている場合であって、当該基準が変更されたことに伴い、設計等、用地確保、建設、維持管理・運営の各段階の中断・遅延や、各段階で必要となる費用が約定金額を超過することが起こることがある。したがって、当該基準が変更された場合の各段階における公共施設等の管理者等と事業者のとるべき措置を予め検討し、協定等に規定しておくことが望ましい。

国土交通省関連の施設の場合、省所管のいわゆる公物管理法、事業法等や、補助金、交付金等の制度の変更等が行われている可能性があるため、十分に注意する。

「国土交通省所管事業を対象としたVFM（バリュー・フォー・マネー）簡易シミュレーション」における法令変更リスクのリスク分担としては、当該事業に係る根拠法令の変更、新たな規制立法の成立などのリスク、及び当該事業のみならず、広く一般に適用される法令の変更や新規立法のリスクについては公共の負担とした。ただし、後者のリスクは、維持管理・運営期間中については、事業者が負うこととした。これは、当該事業以外の事業においても、通常、事業者がそのような場合は自らの責任において対応していることから、それと同じ取扱いにしたものである。

d. 許認可の取得等

工事の着手、運営の開始までに経ておくべき法令等に定められた手続の完了の遅れ又はその更新の遅れ、手続を経た結果による公共施設等の内容の変更、また工事の着手、運営の開始までに経る地元関係者との交渉等の完了の遅れ、当該交渉等による公共施設等の内容の変更によって、設計等、用地確保、建設、維持管理・運営の各段階の中断・遅延や、各段階で必要となる費用が約定金額を超過することが起こることがある。したがって、どの段階でどのような手続等が必要であるか、手続等が必要である場合又は必要となった場合に当該手続等を公共施設等の管理者等と事業者のいずれが責任をもって行うか、その遅延、公共施設等の内容の変更に係る措置を予め検討し協定等に規定しておくことが望ましい。

「国土交通省所管事業を対象としたVFM（バリュー・フォー・マネー）簡易シミュレーション」においては、許認可リスクは事業管理者として公共が取得すべき許認可の遅延については、従来どおり公共負担とした。

また、工事や運營業務の実施に関して事業者が取得すべき許認可の遅延については、従来型事業でも事業者が負担していることから、PFI事業においても事業者負担として設定している。

《論点 15》 公共主体の支払に関する事項（事業類型）に関する検討

公共主体の支払に関する事項（事業類型）を検討するに当たって留意すべき点は、どのような点か。

《留意点》

公共主体の支払に関する事項（事業類型）については、以下を総合的に勘案の上、検討する。

- ① 事業の政策的位置づけ、必要性
- ② 民間事業者のノウハウ活用の目的
- ③ 民間事業者が担うリスクのレベル（サービス需要の変動と需要想定等）
- ④ 利用料金の価格弾力性
- ⑤ 事業性と民間事業者の参画意欲

【解説】

サービス購入型は、民間事業者が公共施設等を整備・運営し、公共主体はそのサービスに対して民間事業者に対価を支払う形態で、学校や図書館等、利用料金等の収入がなく、PFI事業の事業費が公共主体から支払われる料金ですべて賄われる事業をいう。また、独立採算型は、利用者からの料金収入等により公共施設等を整備・運営する形態で、コンテナターミナル施設や駐車場等、利用料金収入等によりPFI事業の事業費の全てを賄い、公共主体から支払われる料金を必要としない事業をいう。なお、サービス購入型と独立採算型をあわせた形態として、ジョイントベンチャー型がある。

公共主体の支払に関する事項（事業類型）については、「国土交通省所管事業を対象としたVFM（バリュー・フォー・マネー）簡易シミュレーション第2次検討確定版」の第4章4.1において、以下のような整理を行っている。

（以下、抜粋）

「利用料金収入がある事業がすべて独立採算型のPFI事業として実施できる訳ではない。事業内容や事業を行う場所等によって、利用者から得られるであろう利用料金収入の規模が異なるとともに、今後の動向についての見方も一様ではない。従って、事業内容に即して、PFI事業としても組み立てを検討する必要がある。具体的には以下のポイントを総合的に勘案することが望ましい。

① 事業の政策的位置づけ、必要性

当該事業は、政策的に何が優先事項なのか（例えば、安定的したサービスの提供、低廉な価格でのサービスの提供など）

② 民間事業者のノウハウ活用の目的

民間事業者のノウハウ活用の目的はどこにあるのか（例えば、安定的したサービスの提供、低廉な価格でのサービスの提供など）

③ 民間事業者が担うリスクのレベル（サービス需要の変動と需要想定）

需要変動の幅の大きい事業なのか、あるいは、サービス需要の想定が難しい事業なのか

④ 利用料金の価格弾力性

利用料金の改訂を通じて、利用者の受益に見合った適切な料金設定ができるタイプの事業であるのか

⑤ 事業性と民間事業者の参画意欲

独立採算型事業とした場合に、上記を考慮した合理的な前提の下で、一定の事業性が確保され、民間事業者の興味を喚起し、参画は見込まれるか

上記ポイントの検討を踏まえて、基本的な事業類型を設定するとともに、事業スキーム上の工夫を行うことが考えられる。

例えば、広範なサービス需要が予想され、かつ、低廉な価格でのサービス提供が政策上優先される場合、民間事業者の創意工夫に期待する点は、サービスの質の向上とともに、施設の効率的な整備や運営費用の低減など、サービス提供の価格に影響する点ということになる。このような事業において、利用料金をPFI事業者が設定でき、利用料金収入をPFI事業者の収入とする単純な独立採算型で実施した場合は、PFI事業者は過度に収益性を重視する形で事業性を優先し、料金を高めに設定することも想定され、公共の期待する低廉なサービス価格の実現が阻害される可能性もある。このため、利用料金設定に一定の上限を設定することも考えられるが、高い料金は需要を抑制する効果もあり、事業性とのバランスが考慮されることをも勘案し、慎重な検討が必要になる。他方で、採算性が見込めない事業や分野において

は事業費の一部を補填する場合や、利用料金収入を公共の収入として、別途、P F I 事業者が負担する事業費用をサービスの対価として公共が全額支払う、いわゆるサービス購入型事業とする場合もあろう。

また、利用者の増加等に民間事業者のノウハウを活用する観点から、利用料金収入をP F I 事業者の収入とすることや、事業に関する公共の制約や関与を可能な範囲で弱めるとともに、一定規模以上の超過収益に対して公共側に還元することを定めることも考えられる。

反面、利用料金収入は見込めるものの、需要変動が大きく、安定したサービスの提供が難しいという事業や、民間事業者の参画意欲が低いという事業もあろう。このような事業であっても、安定したサービスの提供が政策的に求められる場合には、公共により一定の支援を行うことにより民間事業者の参画意欲を刺激してP F I 事業として実施する場合もあろう。

あるいは、需要想定が難しい事業においては、一定期間経過後に利用料金の見直し等を行うことをあらかじめ定めて事業に着手することも考えられるなど、当該事業の内容、性格に応じてきめ細かい検討、工夫が望まれる。」

さらに、事業類型の決定後、決定した事業類型に適したサービスの対価の支払方法について検討する必要がある。「モニタリングに関するガイドライン」においては、「契約に基づき、① 個々のサービスごとに当該サービスに係る施設の建設費相当額の分割支払額、維持管理費、運営サービス費用等に関し、主要な費目ごとに評価し、必要に応じ減額を行って支払う。② 個々のサービスごとに積み上げて支払うのではなく、提供されたサービスを一体として認識し、この一体のサービスを対象に、施設の利用可能性やサービスの実績などのサービス水準に係る判断基準に基づき評価し、必要に応じ減額を行って支払う（このような考え方は“ユニタリーペイメント”と呼ばれている）」という2つの考え方が示されている。

また、サービスの対価の減額の仕組みについては、債務不履行を回避する仕組みの1つとして十分な検討が必要である。「モニタリングガイドライン」においては、「減額については、それを行うことによりサービス提供そのものが損なわれてしまうこと等がないよう他の措置とバランスをとり選定事業者の財務状況の急激な悪化への懸念にも配慮して検討」とするとともに、「各サービスの要求水準の重要性等を加味した上で、要求水準書に定める指標を満たすかどうかを踏まえた減額を行うことが必要」とされている。その他、改善期間の設定や支払留保の仕組みを設けることによる経済的動機付けを講じる考え方についても触れられており、サービスの対価の支払方法の検討に当たっては、これらを総合的に検討することが重要である。

「国土交通省所管事業を対象としたVFM（バリュー・フォー・マネー）簡易シミュレーション」では、対象事業の事業類型を次のとおり設定した。

検討時点	局	対象施設等	事業類型
第1次	大臣官房	地方合同庁舎整備事業	サービス購入型
	都市・地域整備局	海浜公園整備事業	サービス購入型
		改良土プラント整備・運営事業	サービス購入型
		自転車駐車場整備・運営事業	サービス購入型
		市民文化会館整備事業	サービス購入型
	住宅局	公営住宅整備事業	サービス購入型
		河川局	浄化事業
	道路局	簡易パーキングエリア整備事業	サービス購入型
	港湾局	小型モーターボート係留施設等整備等事業	サービス購入型
	航空局	第3種空港における立体駐車場整備事業	サービス購入型
	北海道局	ごみ焼却場併設型融雪槽整備事業	サービス購入型
	気象庁	気象レーダー観測施設整備事業	サービス購入型
	海上保安庁	航路標識整備事業	サービス購入型
第2次	総合政策局	大規模グリーン・リサイクル事業（堆肥化）	サービス購入型
		大規模グリーン・リサイクル事業（木質バイオマス発電）	サービス購入型

検討時点	局	対象施設等	事業類型
第2次	都市・地域整備局	下水道汚泥消化ガス発電事業	サービス購入型
		都市公園における有料運動施設事業	ジョイントベンチャー型と独立採算型の複合
	都市・地域整備局住宅局	市街地再開発事業における仮設店舗整備事業	サービス購入型と付帯事業（独立採算型事業）の複合
	道路局	電線共同溝整備事業	サービス購入型と付帯事業（独立採算型事業）の複合
	河川局	河川マリーナ事業	サービス購入型と独立採算型の複合
	港湾局	旅客ターミナル施設（港湾）整備事業	ジョイントベンチャー型と付帯事業（独立採算型事業）の複合
	鉄道局	地下高速鉄道整備事業	ジョイントベンチャー型

上記対象事業においては、ほとんどの事業が利用料金収入がない事業であるため、事業費用の全てを公共施設等の管理者等がサービスの対価として支払う、サービス購入型事業となっている。利用料金収入のある事業については、各事業の特徴に基づいて需要リスクをどのように取り扱うべきかについての考え方の違いにより、サービス購入型事業となっている事業、独立採算型事業となっている事業、あるいはジョイントベンチャー型となっている事業がある。例えば、大規模グリーン・リサイクル事業は、利用料金収入は見込めるものの、今回の事業スキームでは、安定収入が得られるようにサービス購入型事業とした。また、河川マリーナ事業については、今回の事業スキームにおいては、護岸関連施設部分は利用料金収入がないことからサービス購入型としたものの、係留関連施設部分は民間事業者の創意工夫・ノウハウが相当程度見込まれるとの考えのもと、独立採算型とした。

<参考>

国土交通省関係PFI事業においては、以下のような事業類型が活用されている。

国土交通省関係PFI事業における事業類型一覧

事業名	事業概要	事業類型
東京都下水道局森ヶ崎水再生センター常用発電設備整備事業（東京都）	発電設備の整備、維持管理・運営	サービス購入型
PFIによる県営住宅鈴川団地移転建替等事業（山形県）	県営住宅の整備、維持管理	サービス購入型
ひびきコンテナターミナルPFI事業（北九州市）	コンテナターミナルの整備、維持管理・運営	独立採算型（公共支援として、整備用地の無利子貸付あり）
大竹市自転車駐車場施設整備・運営事業（大竹市）	自転車駐車場の整備、維持管理・運営	独立採算型（公共支援として、事業用地の無償貸付あり）
海洋総合文化ゾーン体験学習施設等特定事業（神奈川県）	水族館及び体験学習施設の整備、維持管理・運営	独立採算型（水族館） サービス購入型（体験学習）

「東京都下水道局森ヶ崎水再生センター常用発電設備整備事業」と「PFIによる県営住宅鈴川団地移転建替等事業」は、利用者からの利用料金を事業者は徴収することなく、事業費の全額をサービスの対価で賄うサービス購入型事業である。

これに対し、「ひびきコンテナターミナルPFI事業」、「大竹市自転車駐車場施設整備・運営事業」、「海洋総合文化ゾーン体験学習施設等特定事業」は、利用者からの利用料金収入と何らかの形での公共支援がある独立採算型事業である。ただし、同じ独立採算型であっても、事業によって公共支援の仕方には相違がある。具体的には、前2事業については、運営に係る全費用は利用料金収入で事業者が賄い、公共は整備費用の無利子貸付、もしくは事業用地の無償貸付を行うという形での公共支援を行っている。また、「海洋総合文化ゾーン体験学習施設等特定事業」は、利用料金収入をもって全事業を賄う独立採算型事業部分（水族館）と公共がサービスの対価を払うサービス購入型事業部分（体験学習施設）が一体となった形となっている。

《論点 16》 係争事由に係る基本的な考え方

係争事由に係る基本的な考え方の検討において留意すべき点は、どのような点か。

《留意点》

「係争が生じた場合に、これらを解消するための手続その他の措置については、当該選定事業の様態に応じ、あらかじめ、具体的かつ明確に規定すること。」とされている。（「PFI基本方針」三2（10））

【解説】

「PFI基本方針」三2（10）においては、係争事由に係る基本的な考え方について以下の記載がある。（以下、抜粋）

「協定等若しくはその規定の解釈について疑義が生じた場合又は協定等に規定のない事項に関し係争が生じた場合に、これらを解消するための手続その他の措置については、当該選定事業の様態に応じ、あらかじめ、具体的かつ明確に規定すること。」

国土交通省関係事業である「中央合同庁舎第7号館整備等事業」の実施方針には、第5に「事業計画等又は協定の解釈に関する疑義が生じた場合の措置に関する事項」として、「事業計画、基本協定又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合、国とPFI事業者とは誠意を持って協議の上、その解決を図るものとする。協議の方法や解決の手順等については、事業契約において定めるものとする。また、基本協定、事業契約に係る紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。」と記されている。

係争事由に係る規定としては、一般的に、いずれの事業においても同様の記載がなされている。

《論点 17》 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援

法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援について留意すべき点は、どのような点か。

《留意点》

民間事業者の特定事業への参入のための検討が容易となるよう、実施方針の中で、具体的な内容をできる限り明らかにするものとする。（「PFI基本方針」四2）

【解説】

法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援については、「PFI基本方針」四2においては、以下の記載がある。（以下、抜粋）

「国等は、民間事業者の特定事業への参入のための検討が容易となるよう、実施方針の中で、次の点について具体的な内容をできる限り明らかにするものとする。

- (1) 選定事業の実施に当たって必要な許認可等及び選定事業者が行い得る公共施設等の維持管理又は運営の範囲
- (2) 適用可能な選定事業者への補助金、制度融資等
- (3) 適用可能な税制上の優遇措置
- (4) 選定事業の用に供する国有財産を無償又は時価より低い対価で選定事業者を使用させることに関する事項」

このうち、(3) 適用可能な税制上の優遇措置については、平成17年度において地方税法の改正がなされ、PFI選定事業者が行う選定事業（いわゆるサービス購入型で、法律の規定により、公共施設の管理者である各省庁・地方公共団体の長等がその事務又は事業として実施するものであることを証明したものに限る。）により整備する一定の家屋にかかる不動産取得税、一定の家屋及び償却資産にかかる固定資産税及び都市計画税について、課税標準を2分の1とする特例措置を5年間に限り講ずることとされたところである。

なお、国土交通省関係の支援措置は、「2.5.2 個別事業の関係法令における規定との関係」～「2.5.4 その他の支援措置」に記載しているとおりであり、PFI事業も公共による事業方式の1つであることを鑑み、必要に応じて適切に支援措置の活用を検討することが重要である。

また、支援措置の内容によっては、事業に関係機関との調整を要する事項

があるため、特にスケジュールの管理について留意し、その支援の活用に当たっては支援措置の内容について十分理解しておく必要がある。

加えて、国土交通省関係の支援措置の検討に際しては、支援措置の有無と事業実施の可否を関連づけるのではなく、当該事業の本来の政策的な必要性を十分精査、確認の上、支援措置が事業実施の財政面等にかかる支援措置であることを認識する。

2. 審査委員会の設置・開催

◆ 進め方 ◆

P F I の事業者選定に当たっては、民間事業者の提案に対し、専門的見地から判断を行う必要があるため、当該事業に関連する様々な分野の学識経験者等を2名以上選任する（「地方自治法施行令」第167条10の2第4項）こととされている。導入過程の各段階において、専門性の高い意見を反映させるため、また、事業の公平性、透明性を確保するため、審査委員会を設置・開催し、意見を聴くことも一つの方法とされ（「プロセスガイドライン」4-1（11））、通常実施されている。また、国が実施する事業の場合は、審査委員会の設置は法令等により義務化されているものではないが、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業に関する入札に係る審査会の設置について」（平成15年1月24日付、国地契第65号、国官技第234号、国営計第129号）において、特定事業の選定及び事業者の選定に関する資料の審査を行うため、地方整備局の本局にP F I 事業に関する入札等に係る審査会を設置することとされており、必要に応じ、有識者等からなる委員会を設けてP F I 事業の実施に関する意見を聞くことができる旨定められている。

なお、審査委員会では、多岐にわたる視点が必要となるため、同一分野の専門家に偏らないようバランスよく配置することが望ましい。一般的に、P F I 全般、ファイナンス、建築、建築設備、環境、維持管理などの分野が考えられるが、事業の特性を考慮し、適切な分野を設定することが求められる。

また、委員に関連した企業の参画は企業間の競争を阻害する要因となることから、入札説明書（募集要項）において、審査委員に関する入札参加制限を明記し、委員の氏名等を公表する必要がある。

◆ 留意点・課題の整理 ◆

《論点18》 審査委員会の所掌事項

審査委員会の所掌事項としては、どのような事項が想定されるか。

《留意点》

審査委員会の所掌事項の例を以下に示す。

- ① 実施方針、特定事業の選定に関する意見
- ② 民間事業者を選定するための審査方法に関する意見
- ③ 入札参加者から提出された提案内容の審査

【解説】

審査委員会は、PFI導入の進捗状況に応じ、庁内の担当部局によって開催されることとなるが、審査委員会の所掌業務、役割、その位置づけ等に関し、あらかじめ明確にしておくことが必要である。以下に、一般的に想定される審査委員の所掌事項について具体的に解説する。

① 実施方針、特定事業の選定に関する意見

審査委員は、実施方針公表時及び特定事業の選定時において、事業内容や事業スキーム等に関して意見を述べる。これに併せて公表前に各種公表資料等について確認を行い、助言する。

② 民間事業者を選定するための審査方法に関する意見

審査方法や評価項目自体の妥当性について意見を述べる。その際、業務要求水準書と評価基準の間で整合性が取れているかどうかについても確認する。

③ 応募者から提出された提案内容の審査

審査委員が提案内容に関しての審査を行う。業務要求水準書への適合等、基礎的な確認事項については事業担当部局が実施することが一般的である。

提案内容については、各委員が各自の専門的見地より評価を行うが、評価結果は委員全体の総意とされる審査結果として公表されることとなる。

また、「プロセスガイドライン」の4-1に示されているように、「民間事業者の選定に対する意志決定の責任、説明責任は公共施設等の管理者等にあることに留意する」必要がある。

《論点 19》 審査委員の義務事項等

審査委員の義務事項としては、どのような事項が想定されるか。

《留意点》

一般に、審査委員の義務事項としては、以下のようなものがある。

- ① 事業に関連した情報に関する守秘義務
- ② 応募者としての参画の禁止
- ③ 審査結果に関する情報提示・見解の発表等の禁止
- ④ 民間事業者との非接触の義務

【解説】

一般に、審査委員の義務事項としては、以下のようなものがある。

① 事業に関連した情報に関する守秘義務

審査委員は事業に関する多くの情報に接することとなるが、審査における公平性を確保するため、これらの情報の守秘義務を有する。

② 応募者としての参画の禁止

①で述べたように、審査委員は提案する民間事業者が知り得ない情報に接することが可能であるため、委員自体が応募者として参画することは禁止する必要がある、通常、入札説明書（募集要項）において明記される。

また、参加したことが判明した場合は、委員が参加した提案を選定の対象外とする必要がある。

③ 審査結果に関する情報提示・見解の発表等の禁止

審議に係る事項は、公表される審査結果が公式の見解となる。そのため、審査後においても、審査委員個人の見解で結果についての情報提示や見解の発表を行うことは禁止する必要がある。

④ 民間事業者との非接触の義務

審査委員が民間事業者と接触し、民間事業者が委員に働きかけ、審査の公正性が損なわれることのないよう、委員に働きかけを行ったと認められる民間事業者の提案を選定の対象外とするなど、接触の禁止規定を定める必要がある。これに関連し、委員の氏名の公表は入札説明書（募集要項）において行うこととし、それまでは秘匿することが望ましい。

なお、これらの事項は、公共主体が策定する「審査委員会設置要綱」等において規定されることが多い。

3. 関係機関との協議

◆ 進め方 ◆

P F I 事業における事業スキームの構築に当たっては、検討項目が広範・多岐にわたるため、当該施設の所管官庁（事業の内容、支援措置との関係等）、施設整備地域における各種許認可権者及び各都道府県、各市町村などの行政機関（税制手続き等）、周辺交通機関、電気・ガス・水道等の事業者など事業関係者との間で調整を行う必要がある。

また、都市計画法や建築基準法等関連する法制上の整理事項や手続きにかかるスケジュール等を明確化し、必要に応じて事業関係者等と協議を進めておくことが望ましい。

◆ 留意点・課題の整理 ◆

《論点 20》 関係機関との協議に当たって留意する点

関係機関との協議に当たって留意すべき点は、どのような点か。

《留意点》

関係機関との協議に当たって留意すべき点としては、以下のような点が挙げられる。

- ・ 事業実施前に必要な各種許認可手続き・調整が完了し、事業実施に影響が及ばないか
- ・ 国庫補助金、交付金及び減免等の税制手続き等に関し、適切なタイミングで相談すること

【解説】

P F I 事業では、設計・建設から維持管理・運営段階まで全ての業務が含まれることが多いため、関係する数多くの機関との協議や、事業実施までに行わなければならない各種許認可手続も広範・多岐にわたるものと考えられる。

これらの手続の中には、事前に必要な手続きの内容及び手続きに要すると想定される時間を的確に把握し、事業実施に影響を及ぼさないよう留意する必要がある。

特に、国庫補助金、交付金及び税の減免等の手続きに関しては、事業毎に適用条件が異なるため、できるだけ早い段階で関係機関に相談することが望

ましい。国庫補助金の手続きについては、通常事業の補助金の手続きによることとなるため、そのスケジュールを十分に把握した上で、PFI事業の手続きにかかるスケジュールと整合を図った上で、関係機関とも調整を図りつつ、進めることが肝要である。

また、税制については、論点17に記載したように、平成17年度において地方税法の改正がなされ、PFI事業にかかる税制特例が措置されたところであり、これにかかる運用について、平成17年6月に「地方税法附則第11条第25項及び第15条第51項の規定に基づく不動産取得税、固定資産税及び都市計画税の特例措置について」、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する関係省庁連絡会議において申合せ（内閣府PFI推進室ホームページ<http://www8.cao.go.jp/pfi/>を参照）が行われたところである。この申し合わせにおいて、施設の管理者の具体的な取扱いが定められているので、特例措置を講じる際には、これによることとされたい。具体的には、① 実施しようとするPFI事業が「法律の規定により、その事務又は事業として実施するもの」に該当し得る場合は、必要に応じて当該事業が実施される都道府県・市町村の税務当局に確認のうえ、その旨、実施方針等において明らかにすること、② 当該事業が地方税法施行令（昭和25年政令第245号）附則第7条第24項及び第11条第69項に掲げる要件に該当し、かつ、当該事業の対象となる施設等が地方税法施行令附則第7条第25項各号及び第11条第70項各号に掲げるもの以外のものであることについて、必要に応じて当該事業が実施される都道府県・市町村の税務当局に確認のうえ、実施方針において、税制上の措置として、地方税法附則第11条第25項及び第15条第51項の規定に基づく不動産取得税、固定資産税及び都市計画税の特例措置の適用対象となり得る旨を公表すること、③ 当該税制特例措置の実際の適用の有無に係るリスク分担の在り方については、あらかじめ検討し、できる限り実施方針に添付するリスク分担表において公表すること、などが記載されている。

国土交通省においては、以下に示すように、PFIの推進に当たり、民間及び地方公共団体等の発意・創意工夫を生かす観点から、事業毎にPFI事業に関する窓口を定めている。平成17年12月31日現在の、PFI相談窓口は、次のとおりである。

- A. P F I 事業全般の相談 : 総合政策局 政策課 政策企画官
(24-203)
- B. 個別事業についての相談
- (1) 官庁施設整備事業について : 大臣官房 官庁営繕部 整備課 施設
評価室長 (23-511)
- (2) 宅地開発事業について : 土地・水資源局 土地政策課 宅地整
備調整官 (30-602)
- (3) 観光事業について : 総合政策局 観光部 観光地域振興課
観光地域活動支援室 企画指導専門
官 (27-256)
- (4) 地下街関連事業について : 都市・地域整備局 都市計画課 施設
計画調整官 (32-612)
- (5) 市街地再開発事業について : 都市・地域整備局 市街地整備課 再
開発事業対策官 (32-702)
: 住宅局 市街地建築課 景観建築企画官
(39-602)
- (6) 街路事業について : 都市・地域整備局 街路課 街路事業
調整官 (32-802)
- (7) 土地区画整理事業について : 都市・地域整備局 市街地整備課 企
画専門官 (32-712)
- (8) 公園事業について : 都市・地域整備局 公園緑地課 公
園・緑化事業調整官 (32-903)
- (9) 下水道事業について : 都市・地域整備局 下水道部 下水道
事業課 企画専門官 (34-212)
- (10) 河川事業、砂防事業、地す
べり対策事業、急傾斜崩壊
対策等事業、海岸事業につ
いて : 河川局 河川計画課 河川事業調整官
(35-302)
- (11) 道路事業について : 道路局 有料道路課 有料道路調整官
(38-302)
- (12) 住宅市街地整備総合支援事
業について : 住宅局 市街地建築課 市街地住宅整
備室長 (39-661)
- (13) 公営住宅整備事業について : 住宅局 住宅総合整備課公共住宅事業
調整官 (39-302)
- (14) 鉄道事業について : 鉄道局 総務課 鉄道企画室長
(40-171)
- (15) 港湾事業について : 港湾局 民間活力推進室長 (46-461)
- (16) 空港整備事業について : 航空局 監理部 総務課 航空企画調
査室長 (48-151)

《論点 21》 占用許可等についての考え方

公物管理法上の占用許可等の種々の許可等について考慮すべき事項は何か。

《留意点》

公物管理法上の占用許可等の種々の許可等について考慮すべき事項としては、以下のような点が挙げられる。

- ・ P F I 事業者が行う公共施設等の整備等に関する行為は、公物管理者との協定に基づく公物管理そのものであり、占用許可等の手続きは不要
- ・ P F I 事業者が公物管理以外の目的に供する施設を合わせて整備する場合には、占用許可等の手続きが必要

【解説】

国土交通省所管の公物管理法において P F I 事業者が行う公共施設の整備については「2.5.1 公物管理上の位置づけの整理」にて、「P F I 事業者が行う公共施設等の整備等に関する行為は、公物管理者との協定等に基づく公物管理行為そのものであり、占用許可、承認工事の承認等のための手続きは不要である。したがって、協定等に基づく P F I 事業について占用許可等が協定締結期間に対する制約となることはない。

なお、いわゆる合築により、P F I 事業者が公物管理以外の目的に供する施設を併せて整備する場合には、当該施設に関する部分については、手続きが必要となるが、協定等の締結に向けた協議の中で同時に調整を進めることとなることから、その迅速化が図られるものと考えられる。」とされており、留意する必要がある。

なお、例えば道路事業の場合、道路法において地下駐車場の占用期間は 5 年以内とされていることから、P F I 事業者の地位・事業の安定化や手続きの簡素化の観点から、P F I 事業により設置する地下駐車場については占用期間の延伸を要望する声がある。

これについては、都市計画に定められた路外駐車上の用に供するため、道路の地下の占用許可の申請があった場合には、道路法第 33 条の政令の基準に定める技術的基準に適合する限り、道路管理者は占用許可を与えなければならないとされており（駐車場法第 17 条）、このような地下駐車場については、

いわゆる義務占用物件として取り扱われている。そして、その占用期間については5年以内としなければならないとされているところである（道路法施行令第9条）（通常の義務占用物件の占用の期間は10年以内）。

しかしながら、① 地下駐車場のような大規模な躯体を有する物件は、その構造及び性格上、長期にわたり道路を占有することを前提とするものであり、道路占用許可の更新を拒否することは通常想定しにくいこと、② 特に道路占用許可の更新手続きについては、当初申請時の図面を活用するなどして必要以上の添付書類の提出を要求することのないよう、既に簡素化されていることから、現在においても、占有事業者の地位・事業の安定性を損なったり、手続上過度な負担となっているものではないと認識しており、現行制度の運用上格別の問題はない。また、道路付属物としての地下駐車場を民間事業者がPFI事業により設置する場合は、道路管理者に代わって道路の一部として設置することとなるため、占有許可を受けることは不要であり、占有の期間が問題となることはない。

また、PFI事業を行うのに設置管理許可を要する場合において、占有許可等の期間より長期の事業期間を有する事業について契約することも可能である。すなわち、例えば30年の事業期間を有するPFI事業について、設置管理許可期間が10年の場合、更新の許可を受けることを条件として30年間の契約を行うことは可能である。

なお、PFIの事業契約と設置管理許可の関係については、国土交通省は、次のように整理している。PFI基本方針においては、「公共施設等の管理者等は、協定等において、PFI事業者により提供されるサービスの内容と質、サービス水準の測定と評価方法等、管理者及びPFI事業者双方の負う債務の詳細並びにその履行情報に加えて、協定等に違反があった場合の修復の方法を規定することとされており、公の施設の管理者としては、定期的にサービス水準の監視を行い、サービスの低下が確認された場合には、サービスの対価の減額や契約解除等の措置を実施することを協定等に規定することとなる。また、都市公園法に基づく設置管理許可については、公の施設の管理者として、公園施設の適正な管理運営が行われているかを確認するため、10年という期限を設けて継続の可否を判断する機会を確保しているものである（設置管理許可の更新により、同一の者が10年を超えて設置管理許可を受けることは可能である。）。

以上のとおり、PFIの事業契約においても設置管理許可においても、公の施設の管理者として、施設の適正な管理運営の視点から、管理内容の確認を行わざるを得ず、設置管理許可がPFI事業を行う場合に事業の実施の妨げになるとは考えていない。

4. 実施方針の策定・公表

◆ 進め方 ◆

公共主体は、特定事業の選定及び民間事業者の選定を行おうとするときは、基本方針に則り、特定事業の実施に関する方針（以下、「実施方針」という。）を定め（PFI法第5条）、実際のPFI導入へ向けて検討を進めている事業に対する基本的な考え方、内容及び募集方針等について明らかにする。

実施方針において定めるべき事項は、以下のとおりである（PFI法第5条第2項）。

- ① 特定事業の選定に関する事項
- ② 民間事業者の募集及び選定に関する事項
- ③ 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項
- ④ 立地並びに規模及び配置に関する事項
- ⑤ 事業計画又は協定の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項
- ⑥ 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項
- ⑦ 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項
- ⑧ その他特定事業の実施に関し必要な事項

実施方針において公表された事業スキームは、その後の事業実施の基本的な考え方となるものであるため、慎重な検討が必要となる。

なお、「プロセスガイドライン」2-1には、「公平性及び透明性の確保の観点から、当該事業に関する情報が早くかつ広く周知されるよう、実施方針の策定・公表をなるべく早い段階で行うことが大切である。早い段階で実施方針により事業概要を広く公表することは、民間事業者に対する準備期間の提供、関係住民に対する周知に資することになる」との記載がある。民間事業者が事業参画へ向けて十分な検討時間を確保できるよう、実施方針をできる限り早い段階で具体的内容で策定・公表することが望ましい。早い段階で民間事業者にとって特定事業への参入のための検討が容易になるよう、先行事例においては、業務要求水準書、様式集、審査基準、事業契約書案等についてもあわせて公表するケースもある。これらの内容については、事業の進捗に従って詳細化していくことも可能である（基本方針一2(2)、(3)）。なお、策定した実施方針の内容の周知に当たっては、公共主体は、官報やホームページへの掲載、記者発表、掲示、配布等複数の方法を活用し、民間事業者間で情報が公平に行き渡るよう適切な方法を選択する。また、民間事業者を募集し、説明会を開催することも考えられる。

5. 民間事業者等への質疑応答・意見交換の実施

◆ 進め方 ◆

実施方針で公表した事業内容や事業者募集方法等が特定事業を選定する際の基礎となる。このため、この段階でできる限り民間事業者からの質疑・意見等を受け付け、民間事業者が創意工夫を発揮できるような事業構築に努める必要がある。

◆ 留意点・課題の整理 ◆

《論点 22》 民間事業者等との質疑応答・意見交換

民間事業者からの問い合わせやそれに対する質問回答の実施に際し留意すべき点は、どのような点か。

《留意点》

質問回答の実施に際しては、主に以下について留意する必要がある。

- ① 適切なスケジュールの設定
- ② 問い合わせ先の明確化
- ③ 公平性、透明性の担保
- ④ 提案者の利益への配慮
- ⑤ 質問回答の文書化・公表
- ⑥ 事業内容への適切な反映

【解説】

質問回答の実施に際しては、主に以下について留意する必要がある。

① 適切なスケジュールの設定

質疑応答の実施に関しては、民間事業者が十分な検討を行った上で質問が提出できるよう、実施方針公表後、一定の期間を設ける必要がある。

② 問い合わせ先の明確化

一般的に、民間事業者との質疑応答期間を設けるが、それ以外にも多種多様な民間事業者、関係者及び国民から事業内容の問い合わせ等があることが

想定される。公共主体には説明責任があることから、このような対応には極力対応する必要がある。円滑に対応するためには、問い合わせ先を明確化すると共に、F A X や電子メール等問い合わせ方法を明示することが望ましい。

③ 公平性、透明性の担保

民間事業者の質問に対する回答については、公平性を確保するため、質問内容とあわせ、記者発表やホームページへの掲載等を通じて他の民間事業者にも公表することが適切である。

ただし、この段階で明確に回答することが困難な質問に関しては、入札公告の段階までに回答する。

④ 提案者の利益への配慮

民間事業者の特殊な技術、ノウハウ等に係る質問回答については、公表することにより、民間事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものは公表しないといた配慮が必要である。

⑤ 質問回答の文書化・公表

公平性と正確さを期するため、電話での直接回答を避け、全ての質問（重複質問も含む。）と回答に関しては文書を作成し、次のステップで行われる民間事業者からの質疑応答とあわせて公表することが望ましい。

⑥ 事業内容への適切な反映

実施方針の段階における質疑応答に寄せられた質問・意見への対応は、民間事業者が当該事業に参画するかどうかの判断を左右する面がある。したがって、特定事業の選定へ向けて、これらの質問・意見の内容について検討し、効果、費用等を勘案の上、合理的である限りにおいてできる限り事業内容へ反映させる必要がある。

意見受付に関しては、民間事業者と直接意見交換をするための場を設けることも考えられ、状況に応じた適切な手法を取ることが求められる。